

平成30年第2回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 1号

日時 平成30年 6月 5日 (火曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | | | |
|------|-----|-----|---|
| 日程 1 | | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | | | 会期の決定について |
| 日程 3 | | | 諸般の報告 |
| 日程 4 | | | 行政報告 |
| 日程 5 | 請願第 | 1号 | 北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する請願 |
| 日程 6 | 発委第 | 1号 | 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書 |
| 日程 7 | 発議第 | 1号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書 |
| 日程 8 | 承認第 | 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程 9 | 報告第 | 1号 | 平成29年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告について |
| 日程10 | 議案第 | 40号 | 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程11 | 議案第 | 41号 | 鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程12 | 議案第 | 42号 | 鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程13 | 議案第 | 43号 | 鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程14 | 議案第 | 44号 | 子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程15 | 議案第 | 45号 | 鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程16 | 議案第 | 46号 | 鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備 |

及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程17 議案第 47号 平成30年度鹿追町一般会計補正予算（第1号）について

日程18 議案第 48号 平成30年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程19 議案第 49号 平成30年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

日程20 議案第 50号 平成30年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第1号）について

日程21 議案第 51号 鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

日程22 議案第 52号 財産の取得について

日程23 議員の派遣について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

1番 山口 優子議員	2番 武藤 敦則議員	3番 畑 久雄議員
4番 台蔵 征一議員	5番 加納 茂議員	6番 上嶋 和志議員
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 吉田 稔議員
10番 安藤 幹夫議員	11番 埴渕 賢治議員	

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長	吉田 弘志
農業委員会会長	菊池 輝夫
教育委員会教育長	大井 和行

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副町長	松本新吾
総務課長	喜井知己
企画財政課長	渡辺雅人
町民課長	菊池光浩
福祉課長	佐々木康人
農業振興課長	菅原義正
商工観光課長	富樫靖
建設水道課長	櫻庭力
子育てスマイル課長	松井裕二
ジオパーク推進室長	黒井敦志
瓜幕支所長	城石賢一
病院事務長	平山宏照
消防署長	内海卓実
会計管理者	葛西浩二
総務課長補佐兼総務係長	津川修
企画財政課財政係長	武者正人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	草野礼行
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	檜山敏行
------	------

9 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
書記	高瀬俊一

平成30年 6月 5日（火曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

ただ今から平成30年第2回鹿追町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。ここでご報告をいたします。野村英雄代表監査委員から所用のため本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。ここで松本新吾副町長より発言を求められておりますのでこれを許します。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

貴重なお時間をお借りしまして4月の異動に伴いまして、新たに議会説明員となりました職員を紹介させていただきます。はじめに商工観光課長、富樫靖であります。

○商工観光課長（富樫靖）

よろしく申し上げます。

○副町長（松本新吾）

病院事務長、平山宏照です。

○病院事務長（平山宏照）

よろしくお願いいたします。

○副町長（松本新吾）

瓜幕支所長、城石賢一です。

○瓜幕支所長（城石賢一）

よろしくお願いいたします。

○副町長（松本新吾）

以上で議会説明員の紹介を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（埴淵賢治）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長（埴淵賢治）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって9番、吉田稔議員、10番、安藤幹夫議員を指名いたします。

日程2 会期の決定について

○議長（埴淵賢治）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの14日間といたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。会期は、本日から6月18日までの14日間と決定をいたしました。

日程3 諸般の報告

○議長（埴淵賢治）

日程3、諸般の報告を行います。議長としての報告事項は印刷してお手元に配布のとおりであります。内容をご覧の上ご了承願います。次に監査委員から2月、3月、4月分の出納検査報告書が提出されました。その写しをお手元に配布してありますのでご参照ください。これで諸般の報告を終わります。

日程4 行政報告

○議長（埴淵賢治）

日程4、行政報告を行います。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

平成30年第2回鹿追町議会定例会が開催をされるにあたりまして、行政の諸般についてご報告を申し上げます。3月の15日、紺綬褒章の伝達が行われておりますけれども、これは瓜幕に在住されておりました大内典子様に対しての内閣総理大臣からの紺綬褒章の伝達でございます。氏につきましては、子育て支援のためということで多額のご寄附をされた功績によるものであります。30年3月18日、車座ふるさとトークということで環境省の笹川博義環境大臣政務官が来町しております。これについては総理大臣以下、各大臣が地域を回って地域の方との車座トークということでありますけれども、当日、本町におきましては地域の有志の方々とトークが実施をされたわけでありまして、本町では特に現在の環境問題含めて農業の問題等々についてのたくさんの意見が出たわけでありまして、その中でも環境問題では然別湖を含む鹿追町の自然環境、そして農業を取り囲むそういう問題等々について強い関心を持っておられます。なおその後ですね氏につきましては鹿追の農家の方々が発した言葉、それをしっかり受け止めですね事後における対策等についてもいろんな角度で情報キャッチをしながら鹿追のためにがんばりたいというお話をされておりました。本町から環境省に出向している職員も時々呼び出されて相互の鹿追の

状況についてお話をされているということでもあります。先般私も環境省の職員とお会いをいたしました。その際にも実は7月の14日に行われるパンケーキ祭り、これにも関心を持っていられるということでもありますから、ぜひとも時間がありましたら海外との交流状況も見ていただければというご案内を差し上げているところでもあります。3月の22日、国道274号に関する安全対策要望書を行なっておりますけれども、これは北海道開発局に対して行なったわけでありまして。ご案内のように今年ホワイトアウトということで274が不通になったとそういう現象、それには国道のですね各箇所においてのまだ未開発の未改良の部分についてお話をさせていただきましたけれども、当日、河畑部長以下、幹部の方々が私どもの要望に対して温かい今後の対策等々についてご配慮いただけるという回答をいただいております。3月26日、町交流センターみないるのオープンが実施をされておりますけれども、これは議員の皆さま方もご案内のとおりであります。大変この事業につきましては、自分たちのまさに健康づくりの伝道としての役割が果たせるということで今現在も大いに利用されていることをお知らせをしておきます。3月の28日、地域貢献感謝状の伝達をしておりますけれども、これは町内における事業等々に携わっている事業者等々が本町のために何らかのお役に立ちたいということでの社会貢献をいただいているわけでありまして、この日については有限会社健勝重建ということで、これはマンゴープロジェクトの雪氷造成工事の全般にわたっての労働奉仕をいただいている結果であります。3月の30日、01農業塾の修了式が行われておりますけれども、今年度修了する生徒は6名でございます。当日は2年間この塾で学んだことに対する感謝とそして東京等における各所訪問の思い出等々、さらにはこれからの農業に挑む人としての意見をですね開示をいただいたところでもあります。4月の1日、鹿追町98年式典が実施をされておりますけれども、これはご案内のとおりであります。社会功労賞、産業功労賞、教育文化功労賞、さらには感謝状、町づくり感謝状と計46名の者に対するの交付を行なったところでもあります。これまでの貢献に対して心から感謝を申し上げる次第であります。4月11日、平成30年度鹿追町産業後継者対策協議会総会及び研修生の受け入れ式を実施をしております。総会は29年の状況についての実績等捉えておりますけれども、当日新しく本町においでになる産業研修生との受け入れ式を実施をしておりますけれども、18歳から36歳、この女性で合計8名の方が今年はおいでになっているわけでありまして。町としては15名の方をですね研修生として受け入れるべく体制を整えておりますけれども、残念ながら近年のそうした事情によって15名には達しないということであ

りますが、随時希望の人にあつては受け入れるということで今現在も募集をホームページ等で行なっている状況でございます。4月の18日、30年度然別自然休養林保護管理協議会の定期総会が実施をされておりますけれども、これは然別湖自然休養林が日本美しの森の国有林ということで全国30カ所の中の1つに選定をされておまして、これは森林管理局としてもですねこの自然を広く国民の財産そして健康づくりの上に大いに生かしたいということでさらに充実をするようにですね環境関係の予算を取って整備をしていきたいということでありますので、地元の協議会としてもこれについては今後も協力をしてこれらですね保存管理等々に努めていくということで終わっております。4月19日、防衛陳情でありますけれども鹿追駐屯地、第5旅団、帯広防衛支局とこの3者に対して実施をいたしましたけれども、ご案内のように本町の自衛隊は創立61周年ということで鹿追で防衛活動をしているわけでありますけれども、民生安定事業として然別演習場障害防止対策事業、それからもう1つは認定こども園の建設事業ということでこれらの補助金を導入しているわけですが、当日は矢野司令、堀井旅団長、宮川支局長等々をお願いをいたしましてそれぞれ上の方に伝達をし協力をしていただきたいと、いくという回答をいただいているところであります。5月の2日、帯広開発建設部に平成30年度予算説明ということで開発から松浦次長ほかですね、幹部職員が本町においでになりまして、30年の国の予算等々について説明があつたわけでありますけれども、本町関連としてはご案内のように国営農地再編事業、中鹿追がありますけれどもこれについては一応30年で終了ということになっているけれども、最後の詰め予算が実施をされるということであります。なお、また国道274号の暴風雪対策、これについても先にもお話をさせていただきましたけれども本町のそうした対策についても必ずや実施をしていきたいというお話をしております。ただ今の防雪柵についてはですね、開発としても景観上ですね全てについて防雪柵をするのがいいのか。それとも監視カメラ等によって事故防止対策をしっかりと図ることがいいのか。いずれにしてもホワイトアウトというようなああいう状況になりますと、通行不能に防雪柵があつたとしてもなるという観点から見ると事故防止という視点からですね監視カメラ等での的確な情報伝達、これらが必要ではないかというようなお話もございましたけれども、鹿追町としてはですねその両方が必要ではないかというお話をさせていただいたところであります。5月の15日、鹿追高等学校看護科誘致期成会の総会を実施をしております。誘致期成会については4年目にもう入っているわけであります。ご案内のような状況でありますけれども、この種の非常に難しい大きな問題でありますか

らそう簡単にはいかないわけでありまして、やはり道に対しては今の思いをですねやっぱりしっかり伝えて、そして今の現状、医療環境等考えるとやはり人材不足というのは否めない状況であるということから、総会としては続けて今後も運動をしていくということで確認をさせていただいているところであります。当日は北海道大学の法学の研究科の教授、山崎幹根氏にですね来ていただきまして、これからの地方自治体と地方創生の後を見据えてということでお話をいただいたところでありますけれども、いずれにしてもこの人口がどんどん減っていく中で地方がこれ以上冷えていくということについては、これはもう非常に大きな問題であると、北海道の道職員が北海道の試験を受かっているでもですねその多くが辞退をすると、実に60%くらいの方がですね辞退をしていると、これは一体どういうことなのかという転勤がある。地方に行くのが嫌だとそういうことだそうであります。このことは何を物語っているかという地方が過疎化、どんどんしていつているぞという状況が明らかであるということからですねやはり地方を大事にするということでの論文をこの方は書いているわけでありまして、まさにこの本町の今、行おうとしている事業については、地方の必要な人材を確保する上でですね極めて重要であるし先生の意識にもしっかりと結びついているというふうに私は考えておりまして、この先生の講演をお願いしたところであります。5月16日、然別湖の湖水開きが実施をされておりますけれども、これは例年どおり安全祈願と併せてですね観光客の入り込みに対する期待というものを式典の中で行なったところであります。5月17日、基地協議会の第1回の役員会及び総会が実施をされておりますけれども、これについては30年の運動の展開の確認をしたところであります。当日、59名の方が参加をしているわけでありまして、とにかく北海道における今の自衛隊をこれ以上減らさないということでの運動が必要であるともう1つ、近年における近隣の国ですね軍拡、そうした問題、あるいは船舶に対する安全とそういう各々の防衛という体制の中でしっかりと位置付けていく必要があるという確認をしたところであります。5月18日、生物多様性保全協議会の総会が実施をされておりますけれども、ウチダザリガニがですねこれまではホテルの近く、あの辺に集中をしていたわけでありまして、最近は非常に範囲が広くですね分布をしているという状況でありまして、これについてはさらに駆除等々が積極的に行わなければならないということで、これは環境省と力を合わせてですね実施をしていきたい。カラフトグワイという非常に貴重なあそこにしかない植物があるんだそうでありまして、これらもザリガニによって侵食をされているということでこれがそのまま放置をしておけばです

ね、なくなってしまうのではないかとということで網を張ってですね中に入らないように、一部だけでも保護したいという涙ぐましい努力がされておりますけれども、根本的にはやはりこのザリガニを撲滅をしない限り、その危険性はあるということでもありますので町としても今現在、積極的に予算を補助、確保をしながらですね実施をしているところであります。5月26日、GEOPゴルフ場のオープン記念大会を実施しております。当日は43名の方が参加をいただきまして、プレーを楽しんだということでもあります。5月の31日に北海道町村会による中央行動が実施をされておりますけれども、これは私が北海道町村会の理事ということで農林部会に所属をしております、当日は各部会ごとにですね中央行動を実施をしているわけでありまして、本町にももちろん関係する農業基盤整備の問題、あるいはTPPの問題等々ですね、多くが農業の問題でありますけれどもその他観光、福祉厚生問題、医療関係問題等々について北海道の地方財政の抱えている問題についての要請をしたところでございます。与党議員の方との朝食会もですね実施をいたしましてそれぞれの代議士のほうからこれからの取り組み、自分の姿勢についてお話がございましたけれども、いずれにしてもやはり人口減の中で北海道の抱えている問題については全力で取り組みたいというお話をいただいたところであります。以上、簡単でありますけれども行政報告に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

これで行政報告を終わります。

日程5 請願第1号 北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する請願

○議長（埴淵賢治）

日程5、請願第1号、北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する請願を議題とします。

お諮りします。本件は、会議規則第92条の規定に基づき、産業厚生常任委員会に付託して会期中の審査にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって本件は産業厚生常任委員会へ付託して会期中の審査とすることに決定しました。

日程6 発委第1号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書

○議長（埴淵賢治）

日程6、発委第1号、2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書案についてですね、上記の議案をですね地方自治法第109条の第6項の規定により、また会議規則第14条の第3項の規定により提出をいたします。提出案件の理由について抜粋をしてですね提案を申し上げたいというふうに思います。2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書、地方自治体は果たす役割が拡大する中で人口減少対策等、新たな政策課題に直面しています。こうした状況にもかかわらず、地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。特にトップランナー方式の導入は地方財政全体の容易な縮小につながるものが危惧されます。客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしえない事態にもなるものと考えます。また自治体基金は政策課題に対応する目的で積み立てており、基金残高を地方財政計画に反映させて地方交付税を削減すべきではありません。2019年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては歳入・歳出を的確に見積もり社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。このため政府に対し記載のとおり8項目について、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。提出先は記載のとおりであります。議決を賜りますようよろしくお願い申し上げまして理由の説明に代えさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案は質疑、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。これより発委第1号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程7 発議第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな

一般非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書

○議長（埴淵賢治）

日程7、発議第1号、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。加納茂議員。元い。安藤幹夫議員。

○10番（安藤幹夫）

発議第1号、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書案、上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。提出者、賛同者については記載のとおりです。朗読をもって提案説明をさせていただきます。地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書、2016年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約64万人とされ、いまや自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員です。職種は行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたっています。また、その多くの職員が、恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっています。2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立しました。新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置付けるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めています。各自治体においては、2020年4月の法施行に向けて、任用実態の調査、把握、関係条例規則等の制定、新たな予算の確保を行う必要がありますが、まだ先という捉えから未着手の自治体も多くあり、準備不足が懸念されます。つきましては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望いたします。1、地方公務員法及び地方自治法の一部改正について、改めて制度変更について各自治体に対し周知徹底するとともに、実態の把握に向けて必要な調査等を行うこと。2、新たな一般職非常勤職員制度によって必要となる財源については、地方財政計画に反映させるなど、その確保を確実にすること。その際、自治体が運営する地方公営企業や地方独立行政法人に雇用される職員もその対象とすること。3、一般職非常勤職員への移行にあたっては、現に任用されている臨時・非常勤等職員の雇用確保及び労働条件を維持するよう、各自治体に対し適切な助言を行うこと。また、人材確保及び雇用の安定の観点から、引き続き検討を行うこと。4、非正規労働者の格差是

正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向を踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を一般職非常勤職員に適用させるよう、さらなる地方自治法の改正を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。提出先及び写し送付については記載のとおりです。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案は質疑、討論を省略し、ただちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。これより発議第1号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（埴淵賢治）

日程8、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案について説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

承認第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。「地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。」ものであります。専決処分といたしました事由を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、4月1日から施行されますことから、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の専決をさせていただいたものであり、主な改正点は法人税関係では課税の特例の見直し、固定資産税関係ではわがまち特例の見直しであり併せて条文の整理を行うものであります。次のページの専決処分書をご覧ください。処分内容を申し上げます。「鹿追町町税条例の一部を次のように改正する。」といたしまして、第20条は年当たりの割合の基礎となる日数の規定であり引用条文の整理となるものであります。第24条は個人の町民税の非課税の範囲、第31条は均等割の

税率、第36条に2は町民税の申告、第47条の3は特別徴収義務者、第47条の5は年金所得に係る仮特別徴収税額等の規定であり、それぞれ文言の整理となるものであります。第48条は法人の町民税の申告納付の規定であり、文言の整理と併せまして新たに第2項、第3項を加えるものであります。第52条は法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の規定であり、文言の整理と併せまして新たに第2項、第3項、第5項、第6項を加えるものでございます。5ページ、上段になります附則第3条の2は延滞金の割合等の特例、附則第4条は納期限の延長に係る延滞金の特例の規定であり、引用条文と文言の整理となるものであります。附則第10条の2は、附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定であり、わがまち特例での固定資産税の特例割合を新たに第6項から第10項まで加えるものであります。附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減免の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定であり、引用条文の整理と新たに第12項、第1号から第6号を加えるものであります。6ページ、下段にあります附則第11条は、土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の規定であり、文言の整理と見出しを平成30年度から平成32年度に改め3年間延長するものであります。附則第11条の2は、平成28年度または平成29年度における土地の価格の特例の規定であり、見出し及び条文中の年度をそれぞれ改め3年間延長するものであります。附則第12条は土地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度の固定資産税の特例、附則第13条は農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例、附則第15条は特別土地保有税の課税の特例の規定であり文言の整理と見出し及び条文中の年度、それぞれ改めて3年間延長するものであります。次に附則第1条は施行期日の規定であり、この条例は平成30年4月1日から施行し、第2条は町民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置をそれぞれ規定するものであります。以上、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてご説明申し上げました。ご審議の上、承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより承認第1号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は承認することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。承認第1号は承認することに決定をしました。

日程9 報告第1号 平成29年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告について

○議長（埴淵賢治）

日程9、報告第1号、平成29年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告についてを議題とします。本案について説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

報告第1号は、平成29年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告についてであります。「地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成29年度一般会計繰越明許費について、次のとおり報告する。」といたしまして、総務費、総務管理費、企画振興費の定住促進住宅建設奨励事業は7戸分で382万円としましたが、6戸分、350万円の繰越、同じく賃貸住宅建設促進事業は補正どおり300万円の繰越、農林費、農業費、道営土地改良事業費の道営土地改良事業は、鹿追美蔓地区外5事業で補正どおり6,546万1千円の繰越、土木費、都市計画費、公園緑地費の（仮称）美蔓貯水池焼肉ハウス建設工事実施設計委託事業は補正どおり210万6千円の繰越、教育費、保健体育費、体育振興費の鹿追運動公園スキー場ロッジ建設工事実施設計業務委託事業は補正どおり186万9千円の繰越であります。以上の4つの款にわたります事業の翌年度繰越額の合計が、7,593万6千円であり、財源内訳は国・道支出金、543万円、地方債、2,150万円、その他財源、578万円、一般財源、4,322万6千円として繰越となるものであります。以上、平成29年度一般会計繰越明許費についてご報告いたしました。ご承認をくださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。よって報告第1号は報告済みといたします。

日程10 議案第40号 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程10、議案第40号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第40号は、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。議員活動の専門化が進む中、人材の育成及び議員のなり手不足が懸念され職責を勘案した報酬に改正する必要性が認められますことから、昨年6月に特別職報酬等審議会に諮問し8月に答申を受けましたので報酬を改正したくご提案するものであります。提案内容についてご説明いたします。「議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。」といたしまして、第2条は議員報酬の規定であり、第1号、議長の月額を「290,000円」から「316,000円」に、第2号、副議長の月額を「227,000円」から「249,000円」に、第3号、常任委員長及び議会運営委員長の月額を「204,000円」から「225,000円」に、第4号、議員の月額を「183,000円」から「205,000円」にそれぞれ改め、第4条は費用弁償の規定であり「招集に応じ議会、全員協議会もしくは委員会に出席したとき又は」を削りまして、ただし書を改め新たに第2項を追加し、町内での車賃を廃止するものであります。第5条は期末手当の規定であり15%の加算を廃止するものでございます。次に附則は施行期日の規定であり「この条例は、平成31年5月1日から施行する。」とするものであります。以上、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の内容をご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第40号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程11 議案第41号 鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程11、議案第41号、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第41号は、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。生産性向上特別措置法が平成30年5月16日に可決され、中小企業の生産性を向上させるための設備投資を促進するため固定資産税の特例を創設するもので、軽減の割合を条例で規定する必要がありますことから、所用の改正をいたしたく提案申し上げるものでございます。内容についてご説明いたします。「鹿追町町税条例の一部を次のように改正する。」といたしまして、附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定であり、新たに第15項を加えまして、基本計画に定める業種で事業の用に供する機械装置等について平成33年3月31日までに取得したもののについて固定資産税を3年間課さないとするものでございます。次に附則は施行期日の規定であり「この条例は、生産性向上特別措置法の施行の日から施行する。」とするものでございます。以上、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の内容をご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第41号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程12 議案第42号 鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（埴淵賢治）

日程12、議案第42号、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第42号は鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。地方税法施行令等の一部を改正する政令が3月31日に公布され、4月1日から施行されますこと、北海道より市町村国保事業納付金額の通知があり、また平成30年度における国民健康保険加入者の所得が確定しましたのでこれらを勘案しまして町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、過日答申を得ましたので所用の改正をいたすべく提案申し上げるものでございます。内容についてご説明いたします。「鹿追町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。」といたしまして、第2条は課税額の規定であり、第2項中、基礎課税額の「540,000円」を「580,000円」に、第3条は国民健康保険の被保険者に係る所得割額の規定であり、第1項の「100分の3.20」を「100分の4.30」に、第4条は国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の規定であり「27,000円」を「29,000円」に、第5条は国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の規定であり、第1号世帯の「26,000円」を「30,000円」に、第2号世帯の5割軽減については「13,000円」を

「15,000円」に、第3号世帯の2割軽減については「19,500円」を「22,500円」に、第7条は国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の規定であり、「7,800円」を「9,000円」に、第7条の2は国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の規定であり、第1号世帯の「9,800円」を「12,000円」に、第2号世帯の5割軽減については「4,900円」を「6,000円」に、第3号世帯の2割軽減については「7,350円」を「9,000円」に、第8条は介護納付金課税被保険者に係る所得割額の規定であり「100分の0.66」を「100分の0.60」に、第9条は介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額の規定であり「9,600円」を「12,300円」に、第9条の2は介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額の規定であり「7,200円」を「8,000円」に、第12条の2は納付額の調整の規定であり「500円未満」を「100円未満にそれぞれ改めるものであります。第23条は国民健康保険税の減額の規定であり、基礎課税額「540,000円」を「580,000円」とし、第1項第1号は7割軽減について、第2号は5割軽減であり、被保険者1人当たりの基礎控除額「270,000円」を「275,000円」としまして、第3号は2割軽減であり被保険者1人当たりの基礎控除額「490,000円」を「500,000円」としたうえで、それぞれ均等割額、平等割額、特定世帯平等割額、特定継続世帯平等割額を医療費給付分後期高齢者支援均分、介護納付金分、課税被保険者分についてそれぞれ改めるものでございます。第24条の2は特例対象被保険者に係る申告の規定であり、条文の整理となるものであります。次に附則第1項は施行期日の規定であり、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用し、第2項は適用区分の規定であります。以上、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容をご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第42号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程13 議案第43号 鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程13、議案第43号、鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第43号は、鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年4月27日に公布、施行されましたことから所用の改正を行うものです。主な改正点といたしましては、連携施設の確保について、食事の外部搬入について、自園調理の経過措置期間についてであります。提案内容についてご説明いたします。「鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。」といたしまして、第6条は保育所等との連携の規定であり文言の整理、それと併せて新たに第2項第1号2号、第3項第1号、第2号を加えるものであります。第16条は食事の提供の特例の規定であり、第2項に新たに第4号を加えるものであります。第45条は連携施設に関する特例の規定であり条文の整理となるものであります。附則第2条は食事の提供の経過措置の規定であり文言の整理と新たに第2項を加えるものでございます。次に附則は施行期日の規定であり、文言の整理と新たに第2項を加えるものでございます。次に附則は施行期日の規定であり「この条例は、公布の日から施行する。」とするものであります。以上、鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の内容をご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第43号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩させていただきます。再開は11時10分とします。

休憩 11時00分

再開 11時10分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程14 議案第44号 子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程14、議案第44号、子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第44号は、子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。平成30年8月診療分以降の中学生までの子ども医療費が道内全ての医療機関においても公費負担医療費としてレセプト請求され、併せて課税部分の表示が毎年8月に更新されますことから所用の改正を行うものであります。提案内容についてご説明いたします。「子ども医療費の条例に関する一部を次のように改正する。」といたしまして、第5条は受給者証の交付の規定であり受給者証を毎年交付するためただし書を削るものであります。次に附則は施行期日の規定であり「この条例は平

成30年8月1日から施行する。」とするものであります。以上、子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第44号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程15 議案第45号 鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程15、議案第45号、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第45号は、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。介護保険法施行令の一部改正が行われ3月21日に公布、8月1日に施行されますことから所用の改正を行うものであります。提案内容についてご説明いたします。「鹿追町介護保険条例の一部を次のように改正する。」といたしまして、第8条は保険料率の規定であり、第1項第6号アのうち引用している「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改めるものであります。次に附則は施行期日の規定であり「この条例は、平成30年8月1日から施行する。」とするものであります。以上、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の内容をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますよ

うよろしくお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第45号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程16 議案第46号 鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備
及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程16、議案第46号、鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第46号は、鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。平成30年3月22日に厚生労働省令により改正が行われ、所用の改正が必要なことからご提案を申し上げます。提案内容についてご説明いたします。「鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。」といたしまして、第1条は趣旨の規定であり「指定地域密着型サービス」を「共生型指定地域密着型サービス」に改め文言の整理を行うものであります。第7条は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の規定であり「政令で定める者」の次に引

用条文を加えるものであります。第18条は法定代理受領サービスの提供を受けるための援助の規定であり文言の整理となるものであります。第48条は指定夜間対応型訪問介護の規定であり「政令で定める者」の次に引用条文を加えるものであります。第69条は指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針、第70条は地域密着型通所介護計画に作成の規定であり「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改めるものであります。第85条は従業者の員数の規定であり文言の整理となるものであります。第218条は登録定員及び利用定員の規定であり第2項第1号に次の表を加えるものでございます。次に附則は施行期日の規定であり「この条例は、公布の日から施行する。」とするものであります。以上、鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内容をご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第46号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程17 議案第47号 平成30年度鹿追町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（埴淵賢治）

日程17、議案第47号、平成30年度鹿追町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第47号は、平成30年度一般会補正予算（第1号）となるものです。「平成30年度一般会補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。」といたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ10億3,175万8千円を追加しまして、総額を76億4,275万8千円とするものであります。補正予算の内容につきまして、歳出、32ページよりご説明いたします。款項目、議会費の備品購入費で7万1千円の追加、総務費、総務管理費、財産管理費の公有財産購入費で柏ヶ丘の山林等の取得で105万2千円、備品購入費で13万2千円のそれぞれ追加、企画振興費の負担金でパンケーキイベント実施のため100万円の追加、職員厚生費の需用費、修繕料で10万円の追加、公害防災費の役務費で6万5千円の追加、地方創生交付金事業費の賃金で691万1千円、備品購入費で392万3千円のそれぞれ減額、徴税費、賦課徴収費の賃金で203万1千円の減額、戸籍住民登録費、戸籍住民登録費の賃金で192万7千円の追加、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の繰出金で国保会計へ894万2千円の追加、心身障がい者特別対策費の旅費で10万6千円、負担金で30万3千円のそれぞれ追加、北海道医療給付事業費の需用費、印刷製本費で6万5千円の追加、役務費で80万3千円の減額、負担金で45万7千円の追加、老人福祉施設費の委託料で3万9千円の追加、在宅福祉費で高齢者専用住宅周辺整備で使用料で85万2千円、工事請負費で78万9千円、原材料費で46万6千円のそれぞれ追加、児童福祉費、児童措置費の負担金で144万円の減額、衛生費、保健衛生費、保健指導費の備品購入費で16万円の追加、農林費、農業費、農業振興費の需用費、消耗品費で5万円、修繕料で旧榮羅館改修で189万円の合計194万円、使用料で31万円、備品購入費で34万6千円、負担金で中山間所得向上支援事業により馬鈴しょ貯蔵施設外で9億2,971万2千円のそれぞれ追加、畜産業費の賃金で204万2千円、負担金で家畜伝染病互助制度に41万5千円のそれぞれ追加、農業用水事業費の工事請負費で道営事業実施に伴います用水管移設工事で1,604万9千円、繰出金で簡水特別会計へ730万1千円、下水道特別会計へ250万円の合計980万1千円のそれぞれ追加、林業費、林業振興費で森林地理情報システム導入のため委託料で172万5千円、備品購入費で123万2千円のそれぞれ追加、款項、商工費、商工業振興費の賃金で29万3千円、工事請負費で環境保全センターチョウザメ施設整備で260万円のそれぞれ追加、観光費でふるさと納税寄附者への還元で報償費で61万6千円、需用費、消耗品費で32万5千円、印刷製本費で15万4千円、修繕料で山田温泉屋外給水施設整備で200万円の合計247万9千円、役務費で合計43万6千円のそれぞれ追加、土木

費、道路橋りょう費、道路新設改良費の使用料で345万2千円、工事請負費で西町公住通路外改良で2,430万円、原材料費で154万円のそれぞれ追加、住宅費、住宅管理費の賃金で184万8千円の追加、教育費、教育総務費、自然体験留学事業費の旅費で2万1千円、備品購入費で車両購入で391万1千円のそれぞれ追加、小学校費、学校管理費の賃金で249万9千円、旅費で4万2千円、需用費、修繕料で瓜幕小学校通路修繕で180万円、使用料で11万7千円のそれぞれ追加、中学校費、学校管理費の賃金で249万9千円の追加、社会教育費、社会教育総務費でうりっ子ルームに係る経費として賃金で26万円、需用費、消耗品費で17万円、燃料費で10万円、修繕料で13万円の合計40万円、役務費で11万1千円のそれぞれ追加、社会教育施設費の役務費で15万3千円の追加、神田日勝記念美術館費の備品購入費で神田日勝画の広尾海岸、家の購入で262万5千円の追加、保健体育費、体育振興費の需用費、修繕料で64万8千円、負担金でGEOパークゴルフ北海道大会で120万円、体育連盟補助金で1万円の合計121万円のそれぞれ追加、諸支出金、基金費、基金費の積立金で環境保全センター基金積立金で平成29年度決算譲与額が確定しましたことから840万8千円、ふるさと寄附金基金積立金で100万円、スポーツ振興基金積立金に昨年の末に町内の元町の高尾ミツエ様、瓜幕の田中エイ子様よりそれぞれ50万円のご寄附がありましたが、予算化することができず一般財源によりまして100万円、地域福祉基金積立金で250万円の合計1,290万8千円の追加であります。次に歳入、28ページからご説明いたします。款項目、地方交付税の地方交付税で9,302万円の追加、国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金で577万7千円の減額、民生費国庫補助金の社会福祉費補助金で15万1千円の追加、教育費国庫補助金の小学校費補助金で140万円、中学校費補助金で140万円、教育総務費補助金で350万円のそれぞれ追加、道支出金、道負担金、民生費道負担金の社会福祉費負担金で366万9千円の減額、道補助金、民生費道補助金の児童福祉費補助金で27万4千円の追加、農林費道補助金の農業費補助金で合計9億2,971万2千円の追加、教育費道補助金の社会教育費補助金で23万9千円の追加、款項、寄附金、一般寄附金の一般寄附金で帯広市の土井清夫様よりふるさと納税として100万円のご寄附があり99万9千円の追加、民生費寄附金の社会福祉費寄附金で、地域福祉のため町内緑町の松本哲也様より50万円、町内南町の三井福成様、福源様より100万円、町内新町の田中稔様より100万円のご寄附をいただき249万9千円の追加、教育費寄附金、保健体育費寄附金で、町内の匿名の方から弓道振興のため1万円の追加、繰入金、

基金繰入金、鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金の鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金で198万2千円の減額、神田日勝記念美術館事業基金繰入金の神田日勝記念美術館事業基金繰入金で262万5千円の追加、諸収入、受託事業収入、農林費受託事業収入の農業費受託授業収入で735万7千円の追加であります。以上、一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

それでは3点、質問させていただきます。32ページ、国際交流協議会補助金、7月のパンケーキ祭りの補助金だと思いますけど、カナダ、ストニイプレイン、姉妹都市のストニイプレインではファーマーズデーということで既に1週間ほど前に終わっているように思っておりますけれども、パンケーキ、今回叶いませんけれども地場産の小麦粉、牛乳を使ってパンケーキを焼いて来た人に食べてもらうというイベントですけれども、せっかくのイベントなんで住民の方が来ていただいて何かパンケーキ食べてすぐ帰ってしまうのではね何かもったいないような気もするんで、2、3時間くらい滞在してそこで楽しめるようなイベント的なものを何か、焼いて配っているほうは結構いろんな人が来て楽しいんですけども、来た人は食べたらずぐに帰らなければならないということでは、やはりイベントとしては寂しいのかなと思っています。そこらへんのことと2点目、今回の補正で1番大きな額の36ページですね。農協事業主体の種馬鈴しょの貯蔵施設、8億8,230万円、これについては歳入歳出同額ということで農協が事業主体で残りについては事業費の半分は農協が負担するという理解しているんですけども、これについて鹿追町の持ち出しは一切ないということで理解してよろしいのかと思いますけれど、そこらへんの確認をお願いします。続きまして38ページ、道路新設改良費の使用料及び賃借料、重機借上料、これにつきましてその内の319万の内でございますけれども、旧もみじ橋、私もクテクウシ橋という名前がついているのが知らなかったんですけども、その支障木の撤去ということで187万6千円というふうに説明伺っておりますけれども、これについては鹿追町が管理する橋ということで町が支障木の撤去をすることになったのかと思いますけれども、これに費用負担について国なり道なりに支出を求めていた経過はあるのかどうか。それと流木の状態を見て撤去費が随分かさむような気がするんですよ。素人

考えでいくと陸地からブルか何かのウインチで流木引っ張り上げて流木の処理費も含まれていないようなお話もあるんで、岸に上げるだけというふうな感も受けてますんで、その内訳、それと費用分担についてお話をしているのか。それと以前に話した質問させていただいた橋の撤去についてその後どのような状況にあるか。この3点についてお伺いいたします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、渡辺企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺雅人）

はい。答弁をさせていただきたいと思います。今ですね7月14日のパンケーキイベントでパンケーキを食べるだけではなくて何かイベント的なことはどうなんだというようなご質問かと思います。当日、7月14日においてはですね鹿追高校の学校祭の仮装パレードもこの日に行われることとなっております。今、高校のほうとも調整をさせていただいておりますがパレードをですねこちらのほうに向いて来ていただいてそこでアトラクション、毎年クラスごとに出し物をやるんですけれども、そのアトラクションをこのイベント会場でやっていただきたいという調整を今しているところでございます。また子どもですねよさこいですとか太鼓なども今団体にですね働きをかけておりまして、できるかどうかの調整というのをさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（埴淵賢治）

2点目、菅原農業振興課長。

○農業振興課長（菅原義正）

農業費の補助金、中山間地域所得向上支援事業交付金、JAの種馬鈴しよの施設の交付金でございます。支出が8億8,230万円ということで同額、道補助金によりまして受け入れをさせていただいておりますので、町からの持ち出しはなしという形でございます。以上です。

○議長（埴淵賢治）

3点目、櫻庭建設水道課長。

○建設水道課長（櫻庭力）

それでは3点目に質問ありました旧もみじ橋ですね、流木の撤去といういうことについてお答えしたいと思います。これに関しましては180数万ということで当初ですねバックホーで振れば、振ってというかずらせばいけるなということを思ったんですけれども、

現場を見るとかなり川床が深いということと、国道から見るのとですね横から見るのとかなり量が違いまして、その分大体このぐらいかかるということで業者も入れてどうするということで工法を考えました。今言われましたクレーンでつるとかいろいろ考えました。ですけれど1番安価な方法ということであそこに途中ブロックがあるものですから、そこへダンプや何かは行けないものですから、クローラダンプで1回運び出しをしないと多分撤去は無理かなということで、そこで1回、降雪時期というかよく冬ですね雪置いているところでそこに1回上げます。そこに上げてそこを木を利用される方がいるかどうかということも含めまして、砂利とかかんでいるものですから、そのへんでほしいというですねそういう方がいれば配布ということも考えまして、砂利をかんでいるものですから、それが可能かどうかというのもちょっと上げてみてですねそのへん判断したいなというふうに思います。もし使い手いないということであれば町有地ですね、下鹿追の土場に1回運びまして何らかの利用を図りたいなというふうに思っています。それと負担に関しましてはこれは町が100%の負担で180万持つということと、これに去年からですねいろいろ言われています撤去に関しましては、今回こういう形で町のほうでやります。やりましたんでそのへんをもってまた道なり国なりにですねこういう管理しているんで何とかこのへんを含めて協議をしていきたいなというふうに思っています、まだ答えは出ていない状況である程度うちの実施分ですねやってそれから段階を追って話し合いをしていこうかなというふうに思っている状況でございます。以上でございます。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。上嶋議員。

○6番（上嶋和志）

パンケーキのほうと中山間についてはよろしいですけれども、3点目のもみじ橋の関係ですけれども、平成28年の台風の影響で国や道も災害復旧ということでそちらのほうにばかり目がいっていただるところに流木はそのまま放置されている状況です。それと先ほど川床が下がっているということでお話もありましたけれども、あの周り本当に流木があるために川床が下がっていてそこに間から水が抜けていくんでどんどん下がっていく状態。勝手に町で川床の補修なんかはするわけにはきつとかなないと思うんですけれども、そこらへんの処理、それと災害の復旧、遅れているという状況の中で然別川についてはかつては親水施設、水と親しむ施設、何か所かあってそれもそのままの状況なんですよ。前には魚道も造られたりいろんな状況あったんですけれども、然別川の復旧、私もクテク

ウシゆうほ村なり然別川を守る会とかにも入っておりますのでそこらへんの状況、もしよろしければお知らせを願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（埴淵賢治）

櫻庭建設水道課長。

○建設水道課長（櫻庭力）

川床につきましては深いので作業しづらいということで機械で行って平らにならしながらやる作業ということで、ちょっとつかめない部分があります。現場に応じてやっていきたいなというふうに思っています。これ出張所に話をしますと本来であれば申請とかいるんですけども、維持管理の範ちゅうですのでそのへんはやる前に言っていただければいいですよという返事はもらっております。また然別川の環境整備ということで、毎年は少しずつ予算は付けているみたいなんですけれども、主に今は中州にある木をですね伐採するというので実施してまして、今、親水公園とかですとかね魚道とかそういうのは詳しく今分かりませんのでどういう形でお知らせすれば分かりやすく聞いてですね、後ほどとかまた皆さんに提供したいなというふうに思っていますのでお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

おおよそのことは課長がお話をしたとおりでありますけれども、いずれにしても今回の処置についてはいつ来るか分からない雨によってさらにですね近隣に被害が及んでは困るという対策として、私は緊急にですね町費をもって対応しようというのが今回の予算の措置の最大の目的であります。従ってあの橋の撤去についてはね一般質問の中でもお答えしているとおり、私は北海道の責任においてですねやっていただきたいという主張をですねこれからも続けていくという考え方でありましてけれども、私も現場見ておりますけれどもすぐ今日明日にね落ちてしまうというような状況にはないというふうに判断をしておりますので、次の大豪雨が来てね災害が身近に及ばないように措置をしておくということでありましてから。北海道もね相手のことをおもんばかりではありませんけれども、やっぱり28年の災害によって相当の部分がですね傷めつけられている状況であります。この然別湖、糠平間の道路についてもねいろいろあったわけでありましてけれども、ようやくこれについては30年で予算を付けて事業者も決定をしておりますのでこれは進んでいくだろ

うということ、私はやはり段階的にね多少遅れるのはあの分については仕方がないのかなというふうに思っていますけれども、いずれにしても一般質問でお答えしているとおりですねやっぱり北海道に最終的には責任を持ってしっかりと対策をしていただきたい、そういうふうに考えておりますからよろしくご理解をいただきたい。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

再質問よろしいですか。他、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第47号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程18 議案第48号 平成30年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号) について

○議長（埴淵賢治）

日程18、議案第48号、平成30年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第48号は、平成30年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)となるものです。「平成30年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。」といたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ80万3千円を減額しまして、総額を7億5,002万5千円とするものであります。補正内容につきまして歳出、50ページよりご説明いたします。国民健康保険事業費納付金、医療給付費分、一般被保険者医療費給付費分の負担金で163万円の減額、退職被保険者等医療給付費分の負担金で74万8千円の減額、後期高齢者支援金等分、一般被保険者後期高齢

者支援金等分の負担金で89万7千円の追加、退職被保険者等後期高齢者支援金分の負担金で23万6千円の減額、介護納付金分、介護納付金分の負担金で91万4千円の追加であります。次に歳入、48ページからご説明いたします。款項、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分、現年課税分で27万5千円の減額、後期高齢者支援金分現年課税分で59万8千円の減額、介護納付金分現年課税分で60万5千円の減額、退職被保険者等国民健康保険税の医療給付費分現年課税分で102万2千円の減額、後期高齢者支援金分現年課税分で35万8千円の減額、介護納付金分現年課税分で16万8千円の減額、道支出金、道補助金、保険給付費等交付金の特別交付金で671万9千円の減額、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金で489万3千円の減額、財政安定化支援事業繰入金で292万6千円の減額、その他一般会計繰入金で1,676万1千円の追加であります。以上、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第48号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程19 議案第49号 平成30年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

○議長（埴淵賢治）

日程19、議案第49号、平成30年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第1号）に

ついてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第49号は、平成30年度簡易水道特別会計補正予算（第1号）となるものです。「平成30年度簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。」といたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ898万6千円を追加しまして、総額を1億3,655万8千円とするものであります。補正予算の内容につきましては、歳出、58ページよりご説明いたします。事業費、水道施設費、施設管理費の工事請負費で高台地区簡易水道送水管移設で898万6千円の追加であります。次に歳入、前ページから説明いたします。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で730万1千円の追加、諸収入、受託事業収入、受託事業収入の受託事業収入で移設に伴います補償費として168万5千円の追加であります。以上、簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第49号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程20 議案第50号 平成30年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第1号）について

○議長（埴淵賢治）

日程20、議案第50号、平成30年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第1号）につ

いてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第50号は、平成30年度下水道特別会計補正予算（第1号）となるものです。「平成30年度下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。」といたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ4,250万円を追加しまして、総額を3億6,074万円とするものであります。第2条は地方債の補正、変更であります。補正予算の内容につきまして歳出、66ページよりご説明いたします。管理費、施設管理費、農業集落排水施設管理費の工事請負費で公共柵新設で250万円の追加、款項、事業費、公共下水道事業費の委託料で200万円、工事請負費で3,800万円のそれぞれ追加であります。次に歳入、前ページからご説明いたします。国庫支出金、国庫補助金、下水道事業費国庫補助金の公共下水道事業費補助金で2,000万円の追加、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で250万円の追加、款項、町債、下水道事業債の公共下水道事業債で2,000万円の追加であります。次に第2表の地方債の補正、変更について62ページよりご説明いたします。起債の目的は、特定環境保全公共下水道事業であり、限度額に2,000万円を追加しまして補正後の限度額を7,000万円とするもので限度額以外の変更はありません。以上、下水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第50号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 2 1 議案第 5 1 号 鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

○議長（埴淵賢治）

日程 2 1、議案第 5 1 号、鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 5 1 号は、鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてであります。提案理由を申し上げます。現在の過疎計画は平成 2 8 年度から平成 3 2 年度までの 5 年間で期間として策定しておりますが、計画の一部変更をたく、北海道と協議を進めておりましたが知事協議が 5 月 1 4 日に整いましたので議決を賜りたくご提案申し上げるものであります。内容をご説明します。過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定により鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のように変更するといたしまして、現在事業を進めております環境省の補助事業で公共施設等先進的 CO₂ 排出削減対策モデル事業の財源措置としまして一部変更を行うもので市町村計画、4 1 ページの（3）事業費の表中の過疎地域自立促進特別事業を（1）といたしまして、新たに（2）その他といたしまして、再生可能エネルギーの最大導入・活用事業を加えるものであります。以上、鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてご説明いたしました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 5 1 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 1 0 名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程２２ 議案第５２号 財産の取得について

日程２２、議案第５２号、財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第５２号は、財産の取得についてであります。「下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求める。」ものであります。小・中学校校務用コンピューターにつきましては平成２１年度に文部科学省の補助事業を活用して導入しておりましたが、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用して更新するものであり、備荒資金組合と落札者が売買契約を締結し備荒資金組合が一旦購入した後に市町村へ譲渡するもので、現在仮契約締結中であり議決後におきまして本契約を締結することとなっております。また町へ譲渡されました後に、取得金額に利息を付して５年間で備荒資金組合へ支払うもので当初予算におきまして３４年度までの５年間の債務負担行為として設定している予算の範囲内となっているところであります。内容についてご説明いたします。取得財産は、小・中学校校務用コンピューター一式であります。契約金額につきましては、町が備荒資金組合から委任され指名競争入札により株式会社もりずみ、井出薬房、有限会社デンキショップ、有限会社おかもと、株式会社曾我、以上５社により５月１６日に入札しました結果、契約金額を１，２８５万２千円とし、これに備荒資金組合が定めます年利０．０１％で５年分の利子分３，５７０円を加えた１，２８５万５，５７０円が鹿追町が最終的に取得する金額となるところであります。契約の相手方は、札幌市中央区北４条西６丁目北海道自治会館内北海道市町村備荒資金組合、組合長、菊谷秀吉氏であります。北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方は、帯広市西１５条南２８丁目１番地８、株式会社曾我、代表取締役、曾我彰夫氏であります。以上、財産の取得についてご説明いたしました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第52号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程23 議員の派遣について

○議長（埴淵賢治）

日程23、議員の派遣についてを議題とします。北海道町村議会議長会主催議員研修会参加等のため、会議規則第127条によりお手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。

お諮りします。議員の派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。議員の派遣については、原案のとおり決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会します。

散会 12時03分

平成30年第2回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 2号

日時 平成30年 6月14日(木曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1

一般質問

8番 狩野 正雄 議員

1番 山口 優子 議員

3番 畑 久雄 議員

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(11名)

1番 山口 優子 議員

2番 武藤 敦則 議員

3番 畑 久雄 議員

4番 台蔵 征一 議員

5番 加納 茂 議員

6番 上嶋 和志 議員

7番 川染 洋 議員

8番 狩野 正雄 議員

9番 吉田 稔 議員

10番 安藤 幹夫 議員

11番 埴渕 賢治 議員

4 欠席議員(なし)

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 吉田 弘志

農業委員会会長 菊池 輝夫

教育委員会教育長 大井 和行

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松本 新吾

総務課長 喜井 知己

企画財政課長 渡辺 雅人

町民課長	菊池光浩
福祉課長	佐々木康人
農業振興課長	菅原義正
商工観光課長	富樫靖
建設水道課長	櫻庭力
子育てスマイル課長	松井裕二
ジオパーク推進室長	黒井敦志
瓜幕支所長	城石賢一
病院事務長	平山宏照
消防署長	内海卓実
会計管理者	葛西浩二
総務課長補佐兼総務係長	津川修
企画財政課財政係長	武者正人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	草野礼行
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	檜山敏行
------	------

9 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
書記	高瀬俊一

平成30年 6月14日（木曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

これから本日の会議を開きます。ここでご報告を申し上げます。野村英雄代表監査委員から本日の会議を欠席する旨の届出がありました。

日程1

一般質問

○議長（埴淵賢治）

日程1、一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。8番狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。標題は、葬斎場と周辺環境整備についてであります。要旨を申し上げます。笹川にある町の葬斎場と墓地周辺の環境整備についての質問でございます。1、町外から来られた、葬儀に来られた方が、国道から町道8線の看板を曲がり葬斎場に向かいました。しかし、通過してしまい7号に出てしまったということでございます。もっと分かりやすい看板を設置はできないかということでございます。2、墓地を囲むように松の木が植えてありますが大きく伸びております。生垣の剪定などと併せ、樹木の管理を定期的に行う計画はあるか。3、高齢になって歩行が困難になっても墓碑まで行けるように、園路の舗装整備や車椅子の設置が必要ではないか。4、町内会が葬儀のお手伝いをするという古くからの互助制度があります。ボランティア活動と相通じる活動でございますが、町内の火葬場にはお手伝いする賄いさんの控室がございません。限られた施設のスペースであります。何らかの整備をされ、気持ちよくお手伝いやボランティアができる環境づくりも必要かと思っておりますがいかがでしょうか。以上。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

狩野議員からは、「葬斎場と周辺環境整備について」ご質問を頂きましたので順次お答えさせていただきます。厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所が今年発表した将来推計人口で2015年、鹿追町は5,542、30年後には4,251名となり高齢化率も25.3%から35%に上昇すると発表されております。こうした予想などを踏まえながら非常に高齢化をしてくるそうした状況の変化に対応したいろいろな措置が必要になるわ

けでありますけれども、それを前提と考えたご質問かというふうに考えております。葬斎場は昭和60年に建設をし、平成12年に遺族の要望などを受けて和室の一部を増築しているところでありますけれども、火葬件数は、例年おおむね60件程度となっているわけです。さて、ご質問の1点目の「国道から進入した町道8線9号の交差点に葬斎場看板設置について」でありますけれども、現在、国道入り口及び笹川の9線からの入り口に大型看板を設置しておりますが、このことについて分かりにくいというご指摘かというふうに考えております。これについてはどの程度のものをどう設置をすれば見逃さないで目的に到達できるのか。これを一層ですね研究をしたいというふうに考えております。2点目の「墓地を囲む松の木と生垣を剪定し樹木の管理を定期的に行う計画について」であります。墓地を囲む松の木と生垣は平成23年に町失業対策事業を活用し、芯止めや剪定を全面的に実施し環境整備を行なったところであります。しかし、既に7年を経過し見栄えも悪くなってきているのは事実でございます。これについても正直申し上げて木の成長が非常に早いという状況で追いつかないというような現状でありますけれども、これは墓地に限らず町内的にそうしたご指摘もいただいておりますから、剪定の必要な部分については実施をしてまいりたいとこのように考えているところであります。3点目の「高齢になり歩行が困難な方への園路の舗装や車椅子の設置が必要では」についてでありますけれども、参拝者等の安全確保のために墓地内への車、車両のですね乗り入れについては原則禁止をしております。墓地内は、全路線が一応舗装がされておまして車椅子等の活用についてはですねそう私は不便はないのではないかとこのように考えておりますけれども、ご指摘の車椅子の設置等についてはこれは今後そうあることも必要と考えますので、どうこれをですね保管をし貸し出すことができるのか。これらについては検討させていただきたい。このように考えております。4点目の「火葬の際、町内会の賄いお手伝いさんの休憩場所について」でありますけれども、これについては冒頭で申し上げましたけれども和室のですね増築はしたとそういう状況にありますけれども、限りあるスペースをどう有効に使っていくのかということ是非常に大事でありますし、最近整備をされている十勝管内の墓地等についてもですね、私も承知をしておりますけれども、本町の施設については十分でないということも承知をしておりますのでこれについては今、内部的にもですね検討を加えてどう改善を図るべきなのかについて、今研究をしているところでありますのでまた内容等ができれば議会にもご相談を申し上げたい。このように考えております。葬儀は古くからの慣習と互助の精神がですねこれまで町内の方々のお手伝い等で実施がされてお

りますけれども、最近は行政区等にあまり迷惑をかけられないというような、そういうお考えもだんだんと増えていることも事実であります。私はこれまでのそうした慣習、極めて日本的であり素晴らしい習慣というふうに考えておりますけれども、近年は若い人の中にもですね行政区でのそうしたことへの負担感、これがですね組織にもいろんな影響を及ぼしているというようなご意見もございます。従ってこれを全面的にですね無くすだとかそういうことではありませんけれども、若干の見直しは必要ではないかこのように考えておりますので、ご指摘の施設の整備と併せてあり方について今後研究をさせていただきますのでよろしくお願いを申し上げて答弁に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

狩野議員、再質問ありますか。

○8番（狩野正雄）

非常に明快な答弁をいただきましたが、国全体がですね高齢化社会に進んでいる今の現状においてはですね、今までの考えと違った視点でですね施設の管理だとか運営の方法だとか、そういうことが見直す必要がいろんな部分で出てくるんでないかと。出てきているのではないかというふうに思います。ですからより使いやすい、より負担にならないそういう施設のあり方、どういう構造にしていけばいいのかというそういうハード面、また使用方法のルールなどについてねソフト面からもいろんなチェックしてみる。見直しをしてみる。いろんな施設でこれから必要になってくるのではないかというふうに思います。予算委員会でも私指摘しました。聞きましたらね図書館のことなんですけれども非常に課長の迅速な行動というか判断でですね非常に図書館も子どもたちに、それから保護者にも使いやすいものに直していただいたなというふうに思います。今まで気づかなかったこと、例えばですね図書館のトイレのスイッチがあるんですけどもスイッチがですね昔はそれでよかったかもしれないけれども、子どもの背の届かないところにスイッチの場所があったんですよ。それは120センチか30センチもない子どもが手を伸ばしても届かない。例えば160センチくらいのところに、50センチとか60センチのところにスイッチがあったんですね。だから当然子どもたちはそれを消すことができないから、がまんして暗い中で用を足す。だけどもやっぱりそういうことが今まで見過ごされてきたのかと、気づかなかったのかと、だからそういうことを発見したらねやっぱりすぐ対応できる。だからあそこは課長の判断で照明を消さないようにした。私そういうことを感じて非常にいい。

○議長（埴淵賢治）

ちょっと狩野議員、要旨に沿っての再質問に触れているんですか。

○8番（狩野正雄）

はい。だからそういう面ですね、1つの例、出しましたがそういう火葬場のほうもですね今まで気づかなかったけれども控え室が無いとかそういうことがやっぱりこれから出るんだということをですね見直しをする視点ですね、ぜひこういう環境整備だとか環境のあり方、施設のあり方について考えていただきたいなど。1つの例として挙げたわけですがけれども見直しとかそういう点検をやる考えを持っているかどうか。それを伺って答弁を聞きたいと思います。それで終わりたいと思います。以上です。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

全ての施設においてね私は設計、施工、そしていってみれば建てられますね。おそらくその時点では細部にわたってね検討されているというふうに思っておりますけれども、木のようにねどんどん成長し変化をしていくもの。これについてはご指摘のように剪定をしていくということが必要になりますけれども、やはり施設のそういう再点検、例えばバリアフリーだとかねそういうことについても時代に合わせたものが必要だというふうに考えております。ただやはり全てをね、ここはちょっと不都合だと特別な場合を除けばですね、気が付いた点、便利さというものを対応する必要がありますけれども、やはりそこに予算がね必要になってくるわけでありまして、私はご指摘のようにそういうものについて気が付いた時点で予算とにらみ合いながら計画的にね今現在も実施をしておりますけれども、これからもねそういうことは必要というふうには考えておりますから、明日、明後日に全てがねできるというふうにはなりませんけれども、そのへんご理解をいただきたい。このように思っております。以上であります。

○8番（狩野正雄）

終わります。

○議長（埴淵賢治）

これで狩野正雄議員の質問を終わります。次に1番、山口優子議員。

○1番（山口優子）

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

特定健診・がん検診の受診率向上の取り組みは、要旨、健康保険法の改正により2008年度からスタートした特定健康診査・特定保健指導は、40歳から74歳の公的医療保険加入者を対象に、生活習慣病の予防と、医療費の適正化を図ることを目的に実施されています。また、高齢化社会の今日、2人に1人が生涯において一度はがんにかかるであろうと推計されており、中でも「女性特有がん」である乳がんは女性に一番多いがんで、11人に1人が発症し、40歳から50歳代をピークに増加し、また、子宮頸がんは近年39歳以下の日本人女性に発症が増えています。他のがんの発症率は年齢と比例して上がっていくのに対し、女性特有がんは若い時期に発症率のピークがあります。しかし、その一方で女性特有がんは他のがんと比較して、罹患率は高いが死亡率は低いことから、早期発見、早期治療により生存率が向上することが明らかになっています。つまり、定期的ながん検診が有効であるということです。国や自治体でもがん検診の受診を呼び掛けてはいますが、日本の女性のがん検診の受診率は先進諸国に比べ、とても低い水準にとどまっています。そこで、鹿追町の状況についてお伺いします。1、特定健診の受診率、過去からの推移は。2、がん検診、女性特有がんの検診の受診率は。3、がん検診無料クーポンの使用率は。4、未受診者に対する呼び掛けや取り組みは。

○議長（埴渕賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

山口議員からは、特定健診及びがん検診の受診率向上の取り組みについてご質問をいただきましたので順次お答えをいたします。議員ご指摘のとおり、日本人の死因のトップは「がん」であり、2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなると言われております。そうした中、がん対策の一層の推進は、町においても重大な課題と考えております。現在では、医学の発展により「がん」は早期発見、早期治療により生存率も高まると理解されておりますが、検診への参加に直接結びつかない状況であります。生活習慣病が「がん」をはじめとする疾病の要因となっていることから、町では特定健診受診率の目標を平成35年までに60%に設定し実施率の向上を目指し、さまざまな受診率向上の対策をとっているところです。1点目の「特定健診の受診率、過去からの推移」についてであります。平成29年度は対象者1,070人、受診者513人、受診率は47.85%であります。特定健診が制度化された平成20年度は、受診率は21.2%、平成28年度が42%となって、およそ10年をかけた現在、倍近くまでの受診率になっているわけであ

ります。次のがん検診、女性特有がんの検診の受診率ですが、町が把握している、平成29年度国保加入者での受診者数は胃がん17.7%、肺がん19.5%、大腸がん19%、乳がん、11.5%、子宮がん8.3%という結果になっております。また、国の方針に基づき、がんに関する正しい健康意識の普及啓発と、受診促進を図る目的で実施されている20歳での子宮がん検診と40歳での乳がん検診の費用を負担をする無料クーポンの使用率は、40歳の乳がん検診では対象者38名の内14人が受診をされ36.84%と比較的高い受診率になっておりますけれども、20歳の子宮がん受診は28名の対象者に対して、受診者はゼロとなっており、若年層の意識の高まりが必要と大きな課題となっております。町では、全体の特定健診やがん検診を含む各種受診のお知らせを、年度当初1年間に実施する健診のスケジュールを周知するとともに、健診日が近づいた折には「広報しかおい」で再通知しておりますし、行政区長会議、各地区での主要懸案事項説明会など折を見て特定健診受診の周知を図っているところであります。女性検診の未受診者に対する呼び掛けや取り組みについては、対象者へ受診奨励をはがきを個別に送付をし、いわゆるコール・リコール、個別勧奨を行い、また折り込みのチラシによる広報も実施しているところであります。また、今年度から特定健診受診率が60%を超えた、健康に対する意識の高い行政区に対して顕彰する制度を設け、過日、中鹿追、上然別、北瓜幕、中瓜幕行政区の4行政区に対して表彰を行なったところであります。昨年度私の親書として検診の受診を個別に郵送し受診のお願いをさせていただきました。今年もそれを実施をしたところであります。さらに、町民一人一人が自らの健康を自らが守るという、そうした意識を醸成し、今後健康講演会や食生活の改善運動を引き続き行なっていきたいと考えております。このことについては非常に重要と考えていますので、さらに努力をさせていただきます。さらにですね、私は今考えていることは、この毎年特定健診等については何年かにいっぺんいうことではなくて、毎年でありますから、このパーセントの確保もですね、全体一致のやっぱり意識が高まらなければ自分の健康に対する意識が高まらなければ本当に乱高下、私はそういうことが著しく起きるのではないかと、あるいは災害があった等々で自身の健診日がですね、そういう状況になった場合何かは、また一層下がってしまう場合も出てくる。そういういろんな環境、状況によって乱高下をするこうした健診のあり方というのは基本的には私は検討する必要があると、もっと在宅である程度のものできるようなそういうシステムの開発をですねする必要はある。どうしても医療機関等に行かなければならない項目以外については、家庭に居ながらにして実施できるような、そ

ういう方法をですね、構築していく必要があるのではないかと。そして国のほうでもですね、私はそういう意味ではそうしたシステムの開発等々に対して支援をするだとか、そういうこともですね、ぜひやっていただきたいと思うので、これについては私たちもですね、道、あるいは国に対して働き掛けてまいりたい。ただ、システムの開発についてはね、やはり専門家のそういうIT等々を利用したものになってきますから、そういう意味ではそういう専門の人と相談をしてですね、私はあり方について提案をしていく考えを持っておりますので、今後ともご指導をいただければありがたいと、このように思っております。以上、答弁に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

山口議員、再質問ありますか。

○1番（山口優子）

まず、項目1の特定健診についてですけれども、ここ数年、10年で倍、今日標としている50%まであと少しのところまで迫ってきて、素晴らしい成績だなと思います。60%の目標も掲げているわけですけれども、現在職員の方ですとか、努力していただいてパーセントが上がってきているのはすごく取り組みが功を成してきていることだなと思います。先ほどご答弁の中でもありましたけれども、行政区ごとに健診率の高いところを表彰しているですとか、町長のお手紙、親書ですね、私も拝見いたしましたけれども、町長のサインが書いてあって目を引くお手紙になっていて、素晴らしいアイデアだなと思いました。この町長のお手紙ですけど、がん検診については触れられていなかったもので、ぜひ次はがん検診のことについても一文加えてほしいなと思います。それで、胃がん・肺がん・乳がん・子宮頸がん・大腸がんのこの5つは検診で早期に発見することができて、治療もできるということなので、併せて推奨をしていってほしいと思います。項目2、3の中での今回は乳がんについて取り上げたいと思います。乳がんは子育てや仕事など女性が一番忙しい時期にかかりやすい病気です。男性にとっても、奥さまや娘さんやご家族がかかるかもしれないというふうに考えると、男性にとっても決して無関係な病気ではありません。私今年の2月に帯広で行われた「正しく乳がんを知ろう」という講演会を聞いてまいりまして、北斗病院の乳腺・乳がんセンター長で日本乳がん学会乳腺専門医の難波清ドクターのお話を聞いて学んできたことを含め、少し専門用語の説明などをさせていただきます。現在自治体で行われている乳がん検診は、マンモグラフィーというレントゲン検査で、小さい早期のがんの特徴的な症状である石灰化を見つけることができるので、乳がんの早期発

見に有効とされている検査です。この検診を1年に1回受けることで40%、2年に1回で23%の命を救うそうです。マンモグラフィー検査では乳腺が白色、がんが白色、脂肪が黒く写し出されます。ここで問題になってくるのが、人によって乳腺の密度に差があつて、乳腺の密度というのは4段階に分類されて3段階、4段階の乳腺密度が高いと評価される人々、英語ではデンスブレストというそうなんですけれども、この方々は、そうではない方に比べて4倍から8倍がんにかかりやすく、また、マンモグラフィー検査においてもデンスブレストの人は30%の見落としがあるといわれて問題になっています。マンモグラフィー検査を受けても見落とす可能性が30%あるデンスブレストに分類される3段階、4段階の人は、じゃあどうするかというと、加えて超音波検査、エコー検査も実施します。超音波検査ではマンモグラフィーと逆で、脂肪が白色、がんは黒く写るので、デンスブレストの人でも異常を見つけやすいそうです。諸外国では乳腺密度告知義務法といって、あなたは乳腺密度が高いデンスブレストの人ですから超音波検査も受けてくださいねと言わなければならない、教えなければいけないというふうになっています。しかも、難波先生によると、日本人女性はデンスブレストの人が外国に比べて多いと、さらに十勝は日本の中でも多いそうです。鹿追町をはじめ、多くの自治体では国の方針どおり検査結果を異常なしか、要精密検査のいずれかで受診者に伝えていますが、この乳腺密度が高いデンスブレストの人にもマンモグラフィー検査だけでは判別が困難である場合であるにも関わらず、異常なしというふうにだけの通知をしているという状況です。そこで、国の通知義務とはなっていませんけれども、一部の自治体で行なっているように鹿追町でも検診結果を通知の際に、あなたは高い乳腺密度であり異常を見つけにくいタイプであるということの説明した上で超音波検査の受診も推奨していくべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（埴淵賢治）

答弁、佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木康人）

ご指摘の乳腺密度の高いデンスブレストへの対応ですけれども、せんだって厚生労働省のほうから通知がありまして、いわゆる高濃度乳房の方はご指摘のとおり病変が発見されにくい傾向にあるというふうにされておりますけれども、通知の中では現時点で推奨される有効な検査方法がないとされております。また、全国の市町村で一律に個人の乳房の特徴についてお知らせするということが正しい理解がなければ誤解、不安、不必要な検査を受けることになるというデメリットも通知の中では指摘されているところであります。この

対応につきましては、国の指針等を見ながら慎重に検討させていただきたいと思います。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。山口議員。

○1番（山口優子）

慎重にご検討いただけるというお話でしたが、超音波検査お1人3,000円程度の検査ですし、マンモグラフィーと違って放射能の被爆というのも全くありませんので、鹿追町においてもそういう方について助成制度を推奨していくことに併せて助成制度を設けてほしいと思い、質問をさせていただきました。また、現在40歳以上の方に乳がん検診のマンモグラフィーの助成を行なっていますけれども、乳がんについてはリスクファクター、危険因子というのがいくつかございまして、先ほどから申しているデンスブレストの方、これは若い女性に多いですし、また、血縁者に乳がんの方がいる方ですとか、30歳以上で出産経験のない方、他にもございますが、そういう危険因子がある方というのがいます。30代の女性の乳がんが日本で増えているというふうに伺っていますし、20代や30代の方にも検診はできれば受けていただきたいと思います。そこで、年齢制限を撤廃して40歳以下の方にも乳がん検診に助成をしてはいかがかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（埴淵賢治）

答弁、佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木康人）

ご指摘のとおり乳がん検診に関しましては若年化しているという実態があるというふうに伺っております。若年層にはエコーが有効だということも聞いてございます。最近ではPET乳がんドックも体に負担がないということで実施されていると話も聞いておりますので、併せて検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（埴淵賢治）

山口議員。

○1番（山口優子）

よろしく申し上げます。それでは項目の4の特定健診、がん検診の受診率をもっと上げていくにはどうすれば良いのか。何か工夫できることはないのかについてお話を進めさせていただきたいと思います。先ほども申しましたけれども、町長の親書、お手紙を入れたりですとか、未受診者に対して個別にお電話をしたり往復はがき等で呼び掛けを行なって

職員の皆さんが努力していただいているということは私も十分承知をしています。ただ、そうしてもなおがん検診の受診率というのは低く、課題もあるかと思います。厚生労働省の資料によりますと、未受診者のタイプとして大きく3つに分けられるそうです。私は大丈夫というふうな無関心者、受けるのが怖い、病気が見つかったら嫌だというような関心者、どうすれば受診できるのか分からない、または町で検診を実施しているのすら知らないという、一応受診する気はあるという意図者というこの3つのタイプに分けられるそうです。それぞれのタイプに応じた有効なアプローチを考えなければならないということだそうです。無関心者に対してはがんは今や誰も心配すべき問題ですというメッセージを伝える。関心者に対しては、早く見つけてしまえばがんは治りますというメッセージを伝える。意図者に対しては分かりやすく具体的ながん検診受診の方法を示すことが有効だそうです。そこで町が送っている案内文書ですけれども、これが情報が多くて内容が分かりづらい、読んで理解するのが大変という声もあります。ただ、どうしても内容は盛り込まないといけませんし、こういう検診案内の文書の情報が多くなってしまうのは鹿追町に限らず、全国どこの自治体でも同じだと思います。ただ、鹿追町の文書を拝見しますと、ほぼ同じ意味の言葉で1枚のプリントに健康診断、特定健康診査、特定健診、基本健診、総合健診、ミニ健診と書かれています。これがちょっと分かりづらいかと思います。健康診断のことを年齢によって基本健診と特定健診と呼び分けをしていると。特定健診とは特定健康診査の略である。がん検診も一緒に受けたければミニ健診ではなく、総合健診へというような意味であるということをもっと用語を統一するなりして分かりやすく示すほうが良いかなと思います。少なくとも私自身がしばらくの間理解できていませんでした。また、自己負担金の料金が載っていますけれども、何円で受けられます、何円ですだけではなくて、町から何円もの助成がありますという点ももっともっとアピールしたほうが良いそうです。例えば特定健診については自己負担1,600円、町からの助成4,124円で助成があっってお得ですよというお知らせが一文入っているんですけども、その他の健診に関しても3,000円から9,000円の助成がありますし、人間ドックには2万円以上の助成を町がしているということ、本当は高価な価値のある健診が実は安く受けられるというお得感、お値打ち感を打ち出したほうが良いそうです。そして少しでも受診率を上げるためには、受診率の低い年代、若い世代にも特に働き掛けをしなければいけないと思います、少し私なりにですが考えて来ました。先ほど町長がおっしゃっていたように、主要懸案事項地区説明会などで地区別の受診率を出して表彰もしているというお話だったので

すけれども、もちろんこれ素晴らしいと思いますし、これの他に例えば年代別をいうのも出してみればその地域でもしかするとその地域の順位を上げたいと思う人が全体に対して呼び掛けをしてくれるんじゃないかと思い、年代別受診率というのも出してお知らせをしてみてもいいと思います。また、若い女性層に対しての呼び掛けなんですけれども、がん検診や特にその女性特有がん検診の受診率は低いというのに対して、乳幼児健診、赤ちゃんの6カ月健診や1歳児健診などの乳幼児健診はほぼ100%に近い受診率であると思います。乳幼児健診とがん検診、どちらも同じように20代から40代の女性がトリムセンターに来るといふ、行動は同じなのです。子どものことが優先で自分のことは後回しにしていたり、忙しくて自分のために時間が取れないということもあるでしょう。そこで、乳幼児健診に来た母親に保健師さんからがん検診のお知らせ、呼び掛けをしてみてもいいでしょうか。そこで呼び掛けただけでなくて、その場で予約まで取ることができればさらにいいかと思えます。保健師さんから直接言われれば、じゃあ受けてみようかなという気になる人もいるかもしれませんし、検診についての分からない点、疑問点などもその場で保健師さんに聞けるので、少しでも検診を受けようかなと思っている人の背中を押すことになるかと思えます。それでそういう方の小さいお子さま連れの方の託児の件なんですけれども、福祉課の方に聞けば、健診にお子さんも連れて来てもお母さんが健診を受けている間の数分の間はスタッフが子どもを見ていてくれるとお聞きしました。しかし、そういう情報は案内の文書に載っていないので、こういう良い点をもっとアピールしていけばいいかと思えます。ところで健診の申し込みの予約ですけれども、今は電話でのみ受け付けをされていますけれども、ホームページで申し込みフォームを作ったり、メールなどでも受け付けることができないものでしょうか。お伺いします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木康人）

まず最初の健診等の周知文書の情報量が多い、あるいはPRの仕方でもありますけれども、これについては随時工夫をして行うようにさせていただきたいと思えます。また年代、受診者のこれ特定健診だと思えますけれども、地域ごとの受診率と年齢別の受診率についてもちょっと内部で協議させていただきたいというふうに考えております。それから乳幼児健診等の機会を捉えてがん検診等のお知らせについては、これは実施できることでありますので、保健師等と協議しながらすぐにでもこれはPRさせていただく、あるいは予約で

きるような形を取らせていただこうというふうに考えております。そして最後のメールでの健診予約になりますけれども、集団健診の健診予約については可能であろうと考えておりますので、前向きに検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（埴淵賢治）

再度質問、山口議員。

○1番（山口優子）

ありがとうございます。30代ぐらいのそれ以下の年齢の人に聞きますと、とにかく電話をするのがハードルが高いというふうに言う人もいます。メールで申し込みしたいということで、ぜひ進めていただければなと思います。また、仕事をしていますと予約の電話をする時間を取るだけでも結構時間が取れないということがありますし、急ぎの用件ではないのでなおさら後回しになってしまいがちです。トリムセンターが開いている時間に電話ができなくてもメールで受け付けてもらえれば利便性も上がると思います。健診をいざ受けようとする、まず自分で日程を選んで決めて予約の電話をする。予約が取れば仕事の調整をして子どもの託児などの手配をするというのが結構大変な面もあるかと思えます。先ほども比べましたけれども、乳幼児健診だと日程があらかじめ決まっているということに注目して、例えば案内のはがきに「あなたは、誰々さんは何月何日何時に来てください、予約を入れておきます。もし都合が悪い場合や別の日程に振り替える場合は連絡をしてください」というような内容で試しに送ってみても良いのではないのでしょうか。こちらで日程をもう決めてしまうということです。もちろんこのような内容を全員の方に送るというわけではなくて10人だけに送ってみるとか、クーポンを使っていない人だけに送ってみるとかすれば連絡をしない人は受診をする。受診できない人は連絡をくれるはずで、連絡もせず受診しないという人も数人は出てくるかもしれませんが、今は少しでも受診率を上げるために何とか工夫できないかというようなお話をさせていただいているので、少しの人数からでも試してみてもはと思いますがいかがですか。

○議長（埴淵賢治）

答弁、佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木康人）

個別にその日程を決めて送れるのかどうかというのは技術的にどうか。できるのかどうかちょっと検討させていただきますけれども、いずれにしても自分の健康は自分で守るということは自分でしかできないことですので、そのへんの啓発も含めて今も実際行なって

おりますけれども、さらに行なっていきたいというふうに考えております。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。山口議員。

○1番（山口優子）

正直申しまして、私自身も健診の受診率が100%ではありませんのであまり言えないんですけれども、健診を後回しにしがちな人の気持ちというのがよく分かりますので、自分だったら例えば保健師さんに直接言われたら受けようという気になるかなとか、日程があらかじめ決まっていれば行こうという気になるかなということをちょっと考えて2、3提案をさせていただきました。今回、乳腺密度の話を取り上げさせていただきましたけれども、私も難波先生の話聞いて、そういうことなのかと理解できた点がありますし、こういうような話を少しでも知っていただくために町民の方に向けてのセミナーなどを開催したり、現在町で行なっているセミナーは一部の団体の食改さんですとか、そういう団体の方に向けてのお知らせをしているということでしたので、一般の町民の方も聞けるようにお知らせをしたり、参加できるようにすればそういう話を聞くと意識が高まっていくかと思えます。町のほうでもいろいろともちろん取り組みしていることも存じていますし、保健師さんや福祉課の職員さんたちもがんばっていただいていますし、先ほど町長から在宅でできるように、そういうふうにシステムを検討できないかということも考えたいというような取り組みに対する前向きなご答弁もいただきました。そのがんばりというのが少しでも受診率という数字に反映されていけば良いかなと思いますので、よろしく願いしますと言いまして、私の一般質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

それじゃあ答弁はよろしいですね。

○1番（山口優子）

はい。

○議長（埴淵賢治）

これで山口優子議員の質問を終わります。それではここで暫時休憩といたします。再開は11時5分とします。

休憩 10時52分

再開 11時05分

○議長（埴淵賢治）

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。3番、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

はい。ただ今、議長のご了解いただきましたので通告どおり一般質問をさせていただきます。標題、本町の地域資源を代表する教育、農業、観光等関連する団体による来町者増加についてお尋ねします。要旨、2017年、9月定例会においてわが町の地域資源を代表する教育、農業、観光を全面に掲げ来町者増加に向けて町や議会、商工会、あるいは農協、教育機関等、関連する団体が集まって協議会を設置することを提案しましたところ来訪者増加に向けた関連団体による協議会の設置は積極的にスピーディーに考えたい。また一過性に終わらず息の長い地域振興を目指すには人材担い手育成を意識し、時間をかけて行いたい。民間の活動に光をあて応援することが大事で関係者の課題や目標の共有が重要。組織が積極性を持ってPRすることが鹿追町の発展に不可欠と述べられ、以上前向きのご答弁をいただきましたが、その後の動きについて以下2点についてお伺いいたします。1、その後の会議の組織と具体的活動をどう進められていたか。2、今後來町者増加に向けてどう進められるか。の2点であります。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

畑議員からは、「本町の地域資源を代表する教育、農業、観光等、関連する団体による来町者増加について」のご質問をいただきました。内容としては2点にわたっておりますので順次、お答えをさせていただきます。まず1点目の「その後の会議の組織と具体的活動をどう進めているか」については、昨年、9月定例会におきまして協議会の設置についてのご提案があり、先ほど発言の要旨で触れていただいたとおり積極的にスピーディーに考えたい等々お答えしたところでございまして、その翌月の10月18日には、畑議員のご意見も取り入れ、メンバー構成によりしかおい観光会議を開催しております。この会議の席上で講師の方からさまざまなご指導があったわけでありまして、昭和の観光から抜け出したものを目指したほうが良いのではないかというお話から、若い方の知恵を観光に生かす。コーディネートする人間をしっかりと持つということが提案があったと聞いております。コーディネートする人間をしっかりと持つということが必要という提案があったというふうに聞いております。これらのこれからの動きとしては、前回のしかおい観光会議

を踏まえた上で、さらに積極的なご意見をいただけるよう、今月の広報等により、町民の中から観光に関心のある方を募集し、7月には第1回目の会議を開催をしたいと考えているところでございます。2つ目の「今後來町増加に向かってどう進めるか」についてでありますけれども、平成28年の台風被害により、糠平までの道道の通行止め、平成29年のホテルの休館と大雪による被害が重なりまして、観光客の入り込み数が平成27年度には81万4千人であったものが、平成29年度では71万7千人となり約9万7千人減少しているところでございます。農業関係では環境保全センターへの入り込みが、平成28年度は2,295人と一旦は落ち込みましたけれども、平成29年度には過去5年間で最高の2,794名ということで非常に視察者が増加をしているところであります。これは施設に対する増加でありますけれども、その他に町内の優良農家への来町者も増えていると考えているところであります。平成28年度が過去5年間では一番少ない6,859人となりまして、29年度は7,424人とこの美術館の入り込みについても、だんだん今回復をしてきているところであります。やはり最低、災害前の状況に早く戻すことが重要と考えているところでございます。今、休館をしているホテル、あるいは道路の復旧については現在、積極的に働き掛けをしているところでありますけれども、糠平までの道路については既に発注がされて今、工事を行なっているというふうに考えておりますけれども、早晚解決をするだろうというふうに考えております。またホテルについてもいろいろと情報をいただいておりますけれども、最終的になかなか報道発表という状況にはなっていないようでありますけれども、確実に業者の選定、あるいは関心を持ってくださる方へのアプローチ、これも実施をして近い将来再開ができるようにしていきたいというふうに情報を得ておりますので、なお私のほうとしてはこのための努力をしまいたいとこのように考えております。またさらにはですね、今年初の試みでありますけれどもツアーを本町のいわゆるいろんな資源を生かして本町へ来る鹿追ツアーを実施してはどうかということで今、プランを作っているところでありますけれども、ご案内のように本町にはたくさんの方は見るべきものがあるというふうに考えているわけであります。各施設はもちろんでありますし、美術館等も充実をしている。またバイオガス事業等に関連をしてチョウザメ等の飼育もしている。こういうのもですね道内もちろんでありますけれども、道外からも非常に関心を持たれて見ている、見られているところでありますけれども、先般も全国のですね私が理事をしている機関の方々に対してもですね本町の状況をお話をし、今後そうした場所でのさらなる話をする機会を得ているわけでありますけれども、これらを含

めて大いにアピールをしていきたいとこのように考えているところであります。近いうちにですね日本でも有数の京都の南丹市の議会の方が鹿追のこうした事業を見に来たいという情報も得ておりましてまもなくそうした方もですねおいでになる状況でありますから、今後一層ですねわが町のそうしたものを発信をしていく。この努力を重ねることが非常に重要というふうに考えているところであります。加えてですね来た方にですねどういうサービスができるのか。どういうところに関心を持ち満足をして帰っていただけるのか。こういうことも研究をしていきたいというふうに思っております。今現在進んでいるところでは美蔓貯水池の利用の仕方。単なる水桶ではない形での利用の方法。あるいはジオパーク等、また加えてですね今回、大雪山国立公園が日本遺産ということで決定をいただいております。そのことに対しての価値観、これもですねしっかりと踏まえて対応していく必要があるのではないかということで非常に私はこのことにおいては高いポテンシャルがあるわけありますのでこれらを一層確実なものにしていく。いきたいというふうに考えております。そのためにもですねご指摘の町民合意を得られるようなそういう会議のあり方についても今さらに観光会議に加えて考えておりますのでもう少しお時間をいただければありがたい。以上申し上げて答弁に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴渕賢治）

畑議員、再質問ありますか。

○3番（畑久雄）

確かに本町の自慢できるまちづくりがたくさんありますのでそれらを見ていただく。あるいは行政視察に来ていただくということも必要であります。ましてやこのパンフレットについて私のほうから申し上げてようやく去年できあがりましてけれども、それをうまく利用してもっと来町者、あるいは行政視察者も増やすような努力。ただ努力だけじゃなくやはり何といたしますか。受け入れ体制、その準備も大変でしょうけれども、そういった本当に何といたしますか。この町を活性化する意味において、人口がますます減っている。そして観光シーズンはもう既に始まっている。そういう中であります。どうかそういったこと等も踏まえての関係団体の観光会議になるものについてもっとこう積極的に行えたらいいんじゃないかなと、私はそう思っております。やっぱりいいことは行動を起こすことだと私は考えます。パンフレットをただ置くだけでなく送り届けてぜひ来てほしいという、そういう何といたしますか行動をとってほしいとそんな考えでおりますので、またこの観光シーズンに入っておりますけれども非常に確かに減少しております。それはいろいろと原

因はありますけれどもそういった面でもまたそういった行政視察においても町内を潤すものもあります。何とかそういった方向に持っていけるよう何とかやっぱり前進するようなまちづくりがほしいと思います。今言われました大きな意味でのまちづくりというか地域振興というのも分かりますが、やっぱりこの地元地域を何とか考えていただきたい。考えてのことでございますけれども、本当に大事なことだと思いますのでそのへんについてももう一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

観光客が現在減ってきたということについてはね原因が明らかでありますから、私は回復をさせることができる。しかし回復をさせるだけではですねやっぱりいけないというふうに考えております。もっと増加をさせたい。私の目標はですね100万人達成というのが1つの方向であります。80万を超えたということでも20万以上の増加をみているわけですけども、さらに増やしていくためには私はネットでいろいろとPRをする。このことはですねそれこそ今そういう時代でありますし、みんなこういうスマホと言うんですか。そういうものを持っていますからその配信をですね例えば役場の職員100名がそれを持っているとすれば何らかの方法でそれを生かす方法もね考えればそれが本当にねずみ算のようにねどんどん増えるという私は時代というふうに思っています。ですからそれを配信することはそう難しいことではないと思いますけれども、それでは来た方にですねどれだけ満足して帰っていただけるのか。どんどん来てもらうのは結構です。だけれどもやはり体制作りをねしなければ。ですから飲食業者も含めていかにどういうサービスができるのかということがですね私は重要でありますし、それからそうした業者のお客様を迎える姿勢これもですね極めて重要なことというふうに思っておりますから。全てウェルカムの精神を持ってお迎えすることができるのかどうか。そういうことも非常に考えなければいけないし、私は最近、農業と観光という問題について鹿追は非常にね理解をされてきている。受け入れ体制もできてきている。ご案内のようにかつてはね鹿追の農業を守るために観光客が来てもらっては困る。いろいろな病気を持って入ってくるのではないかとそういうこともごく最近まで語られていたんですね。鹿追町は。しかし今はファームインをはじめいろいろとそういう状況もできあがってきている。でも十分というふうには言えていないというふうに思っています。ですから単に来ていただくということだけではなくて受

け入れのそうした体制をねしっかりと作り上げていく。ですからこの会議というものも非常に大事であるというふうにも思っています。それは私がいろんな段階でのねやっぱり考えだと思った。1つだけのものではなくて。ですから観光会議というのは若い人たちの意見を聞くということでご指摘をいただきまして、そういう方向で作っておりますけれども、それだけではやっぱりだめなんですね。やはり積極的にものを見て、全ての機関が観光というものに対する評価をしっかりとやっていく。そういう体制ができ、全ての人がですねやっぱり鹿追で多くの人に来て温かく満足をしていただけるようなそういう体制を作っていきたいということでいろいろと考えておりますので、一層ご指導いただければありがたいというふうに思っております。以上であります。

○議長（埴渕賢治）

畑議員。

○3番（畑久雄）

時間をかけてやるというご趣旨のようでございますけれども、やはり小さいことから大きいことまで確かに時間をかけてやることは必要かと思うんですけれども、本当に思い立ったところから少しずつでも前に進めるようなそんな思いもあります。決していつべんにできるわけではないのでそういった意味でも本当に観光会議たる若い人たちの集まりがそういう内容で進めていかれるように何とかお願いしたいと思うところであります。それとこの観光会議そのものの発展というのはこの町にとって非常にあの、今、人口減少問題、あるいは市街地の活性化という問題も捨てておけない問題かと思うんですね。そういった問題にもつながっていくことでございます。そういった問題でも非常に大事な大切な協議会だと思うんです。ですからもう少し協議会なるものであればもっと積極的にやっていただきたい。そういう願いであります。もう一度、答弁をお願いします。

○議長（埴渕賢治）

答弁、富樫商工観光課長。

○商工観光課長（富樫靖）

はい。ご指摘のありましたようにこの観光会議、非常にこれからの鹿追町の観光に向けて重要な会議になるというふうに考えておりますので今いただいた指摘踏まえましてよく熟慮しまして会議を進めていきたいと思っておりますので、その際にはいろいろご指導いただければと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思っております。

○議長（埴渕賢治）

畑議員。

○3番（畑久雄）

非常に時間のかかる、この観光にしてもそうでございますけれども、大切な問題であります。どうかそういった意味でも皆さん方の協力を得ながらぜひ進めていただきたい。そういう願いでいっぱいあります。答弁ありがとうございました。質問を終わります。

○議長（埴渕賢治）

これで畑久雄議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

散会 11時28分

平成30年第2回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 3号

日時 平成30年 6月18日(月曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1 請願第 1号 北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する請願

日程 2 議案第53号 平成30年度鹿追町一般会計補正予算(第2号)について

日程 3 委員会の閉会中の継続調査申し出について

追加日程1 発委第 2号 北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(11名)

1番 山口 優子議員 2番 武藤 敦則議員 3番 畑 久雄議員

4番 台蔵 征一議員 5番 加納 茂議員 6番 上嶋 和志議員

7番 川染 洋議員 8番 狩野 正雄議員 9番 吉田 稔議員

10番 安藤 幹夫議員 11番 埴渕 賢治議員

4 欠席議員(なし)

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 吉 田 弘 志

農業委員会会長 菊 池 輝 夫

教育委員会教育長 大 井 和 行

代表監査委員 野 村 英 雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副町長	松本新吾
総務課長	喜井知己
企画財政課長	渡辺雅人
町民課長	菊池光浩
福祉課長	佐々木康人
農業振興課長	菅原義正
商工観光課長	富樫靖
建設水道課長	櫻庭力
子育てスマイル課長	松井裕二
ジオパーク推進室長	黒井敦志
瓜幕支所長	城石賢一
病院事務長	平山宏照
消防署長	内海卓実
会計管理者	葛西浩二
企画財政課財政係長	武者正人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	草野礼行
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	檜山敏行
------	------

9 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
書記	高瀬俊一

平成30年 6月18日（月曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程1 請願第1号 北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する請願

○議長（埴淵賢治）

日程1、請願第1号、北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する請願を議題とします。ただ今議題となりました本件については、6月5日の本会議において産業厚生常任委員会に付託されたものでありますが、審査を終えて議長に報告書が提出されております。産業厚生常任委員長の報告を求めます。台蔵征一産業厚生常任委員長。

○4番（台蔵征一）

請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。請願第1号、北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する請願書、審査の結果、採択であります。理由、安全な農作物を消費者に提供していくためであります。以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより請願第1号を採決します。この採決は挙手によって行います。本件に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程2 議案第53号 平成30年度鹿追町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（埴淵賢治）

日程2、議案第53号、平成30年度鹿追町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第53号は、平成30年度一般会計補正予算（第2号）となるものです。平成30年度一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり歳入歳出にそれぞれ1億1,481万8千円を追加しまして、総額を77億5,757万6千円とするものであります。補正予算の内容につきまして、歳出、8ページよりご説明いたします。総務費、総務管理費、企画振興費の工事請負費で（仮称）カナダ交流展示館整備で5,000万円の追加、再エネ推進事業費の委託料で用地及び現況測量に97万2千円の追加、衛生費、清掃費、清掃総務費で埋立処分場の計画変更で旅費で2万1千円、委託料で280万円のそれぞれ追加、款項、商工費、観光費で十勝管内を対象としましたもりだくさん鹿追ツアーを実施するため食糧費で4万4千円、委託料で69万1千円の追加、土木費、都市計画費、公園緑地費で多目的ハウス建設で工事請負費で2,370万円、備品購入費で500万円のそれぞれ追加、教育費、保健体育費、体育振興費の工事請負費でスキー場ロッジ整備で3,159万円の追加であります。次に歳入、7ページからご説明いたします。款項目、地方交付税の地方交付税で3,481万8千円の追加、国庫支出金、国庫補助金、土木費国庫補助金の都市計画費補助金で2,700万円の追加、教育費国庫補助金の保健体育費補助金で2,800万円の追加、道支出金、道補助金、総務費道補助金の総務管理費補助金で2,500万円の追加であります。以上、一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

9ページの展望の丘公園の多目的ハウス、これについては異議はないんですけれども、それでですね今回、パークの大会を行うということでそれぞれの来町者等々も増えてくるなというふうに思うんですけども、パークやる人方のご意見を聞くとね。駐車場、あれが遠すぎないかと。駐車して徒歩でコースまで行かなければならないということと併せてね多目的ハウスの部分の通路、物を搬入するわけですからそこらあたりのね委員会でも申し

上げているんだけど、そこらあたりの物の搬入等々で車が乗り入れができるのか。裏側を通して行くんだという話があったんだけど、それも確定されていないような状況の流れの中で、まず駐車場、築山を挟んでのね駐車場を設置するという事になっているようでもありますけれども、それと併せて築山がステージを作ってね音楽をやるんだということでそれはこの間現地に行ってですね説明を受けたわけだけでも、それは当初の計画等々にわれわれも入っていないなと思ってたわけだけでも、そのへんあたりのねいきさつ等々含めてどのような考え方をお持ちなのか。まずそれをお伺いしたいと思います。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

駐車場が山を挟んでですね遠すぎないかということでもありますけれども、私はそう遠過ぎではない。あれは山があるからね、ちょっと遠いように感じるけれども他の町村のそういう施設を見てもねそのぐらいの距離にあるのは例としてはたくさんあるのではないだろうかというね、そんな感じをしておりますけれども、あそこに何台くらい止まるかですねあれですけど、中間に山があるんでねそういう感じを受けがち、感じとしてねそういうあればあるなというふうに感じております。それからあの大会等実施する場合には今焼肉ハウス、あのへんがそういう本部になるだろうし、先般行なったときには管理棟の所をね本部にしてやっていたようでもありますけれども、今後についてはそういう運営体系になるだろうというふうに考えています。それから山についてね音楽をやるというそれはそういうことにも使えるということがね、結局あそこに展望をきく山をつくるということは、当初からそういう計画があったわけでもありますから、それをそういうステージとして使えるような機能も持たせているということなのでそのことのためにあの山をつくったということではありません。あくまでもそういう場所を1カ所つくるということで計画をしていたということでもありますのでご理解をいただきたいというふうに思っております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

櫻庭建設課長。

○建設水道課長（櫻庭力）

先ほどの質問に答えたいと思います。裏側ですね車、通れまして方向転換となりますと少し距離行ってから戻れるというスペースがありますので、そのへんは十分可能かなとい

うふうに思っております。以上でございます。

○議長（埴淵賢治）

9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

私も1、2回あそこ行って徒歩で歩いて行ったんだけど、結構遠いわな。それとこれパークの協会だとかパークの同好会からの私に対する要請であってね、これ議員さん何人かそういう部分で聞いているんですよ。それでなぜあんなような設計にしたんだということが今問われているわけだけれども、いずれにしても使う人方がね一定区分そういうような意見を持っているということも、これ当初そういった構図のものについては説明は受けていないということも言っておられる方もいるんでね、町長としてもそのへんはどのような形になるのかね、最終的に変更はきかないということになればわれわれもそういうものをもってですね説明を果たさなきゃならんというふうに思っていますので、いずれにしてもそういう意見があるということについて私は受け止めていただきたいなど。それとそういうステージも兼ね備えてそういうこともできるんだということになればね、当然的に音響だとかねいろんなもの仕掛け仕組みが出てくるわけだけれども、そういったものもただできるんだというだけでね、そのことを説明の部分で成し得るといことはいささか異議があるなど。やはりそういうことも視野に入れて端的にステージをつくって音楽等々もやれるんだということになれば、それなりの設備、施設等々が必要だということもこれも認識しておいてほしいなど。それともう1点、多目的ハウスに車の迂回路的な、迂回路とか物の搬入等々含めてね、可能だということになればそこらあたりの利用者側に対しての説明だわな。そういう物の搬入が可能ですよということもやっぱり当初から打ち出していくべきだと思うんだ。そうしないとやっぱりあそこを使ってもらえる人方がだんだん減っていくというより増えていかないよな。そういうようなことでやっぱり裏側を通してそういう形での、何ていうかな車の乗り入れは可能ですということをやっぱり付記して欲しいなどというふうに思いますんで、これ町長、もう1回答弁をいただいてね、そしてそういう意見があるということについてやっぱり重要視してもらいたいし、もらわないとならないというふうに思いますんで、あえて質問させていただいています。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

何回か図面でそういう状況になるということについてはね、説明をしてきているというふうに私は思っておりますけれども山の部分がねどうしてもプレーをする場所と隔てるような感じになっていますからね、初めてあそこに行かれる方はね今までの所が、目と鼻の先にすぐね車も止めてうんぬんという話になっていますから、そういうことも感じられるのかなというふうに思っているわけですがけれども、あの裏側の駐車場とこれチェンジするにしてもね、もうすでにあの山の部分については土の成形等かなり予算も使っていますからね、そういう意味では今変更というのも無理と。ただ物の搬入というかね焼肉ハウスに持っていく裏側、道路ありますからね。あそこ入って行けるしできればぐるっとね回れるようなそういう形にはなるんでないかというふうに思っておりますけれども、ですからすぐ側に車を置いてそしてドアを開けてすぐプレーが始まるというそういう点から見ればですね若干の不便さというかそういうものもあるのかなというふうに思いますけれども、できるだけ今そういうご意見があるということについてはね、これは全員と相談するわけにはいかないんでね、そういう疑問というかそういうものは出てくるというふうに思いますけれども、不便さというかそういうものもあるのかなというふうに思いますけれども、できるだけ今そういうご意見があるということについてはねこれはあのやっぱり全員と相談するわけにはいかないんでね、そういう疑問というかそういうものは出てくると思いますけれども今後ていねいにご説明をしっかりとしていきたいというふうには考えております。

○議長（埴淵賢治）

関連して他ありませんか。4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

私も9ページ、見る・食べる・学ぶ、もりだくさんの鹿追ツアーという新しく事業、考えているわけですがけれども委員会の中で説明があつてまだ詳しく内容が決定していないという説明でありました。私思うんですね、この名称がこういう名称に作ったということはこのもりだくさんというところ、ある程度今回強調されているんだというふうに自分も思うわけですがけれども、今ある例えば民間で動いてます加工でいろんなものを、ソーセージとか乳製品なんかでも加工していますけれども、そういうものの食べ比べみたいなねものであるとか、鹿追今どんどん増えてきていますところは秋口の福原山荘の紅葉というのが非常にきれいで温泉とつながっているというふうなところもあろうかと思えますのでぜひ具体的にですねこれからというところはこれからの説明というふうに聞いておりますけれども、ぜひせっかくこういう事業を企画されるんでしっかりとですねPRしてたくさん

方が来ていただけるような行事にさせていただきたいというふうに思います。課長さんと町長さんのお2人のご答弁をお願いします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。町長。

○町長（吉田弘志）

見る・食べる・学ぶ、もりだくさんというね、これは担当のほうで考えていただいた名称ですけれども、私は非常にいいなというふうに思っております。今回、こういう事業をね当初考えていなかったんですけれども、やはり鹿追の町、いろんな見るべきものが1つの町でたくさんあるんですね。だけれどもわりと理解されていない。十勝管内でもねほとんど分かっている人はいろいろやっているなという程度でそれじゃあ鹿追に足を運んでみってくれるかというところではないという状況であります。喫緊の話ですけれども、昨日ね蕪壱祭ありました。そこである方にも鹿追に帯広の老人会で視察に来るという計画を立てていると。既に計画の内容等々については固まっているんですけれども、どこ見られるんですかとお話をしたらね鹿追にある宗教で建っている記念碑、その記念碑を見に行くと。もう1つはジオパーク会館を見に行くということでお昼からせっかくいらしてその他にもいろいろあるんですよと言ったらああそうなんですかという程度なんです。ですからそれから然別湖に上がってジオの話聞くのかどうか分かりませんが、いずれにしてもそこで食事をして帰るという内容で。今、町としてぜひ見てほしいなというような所についてもやっぱり何らかの機会を通して広めるべきだろうということを考えてですね、今回こういうものやってみよう。できるならば今回のそういう事業が好評であれば先般申し上げましたけれども道に向かってもねもっともっとPRをして、本町に足を運んでいただくことを増やそうという考え方で考えております。あと当日の負担金の関係もありますから、どの程度のサービスができるのか。これについてはエージェントを交えての計画でありますので担当のほうから説明をさせたいというふうに思っています。

○議長（埴淵賢治）

所管の立場で、富樫商工観光課長。

○商工観光課長（富樫靖）

はい。このツアーでございますがこの名前にさせていただいたのはですね教育、農業、観光の鹿追町にある地域資源を、たくさんあるものをですね最大限に利用しまして何とか町に来ていただくような起爆剤になればということで名前を付けさせていただいてござい

ます。内容についてはまだ詳細明らかではございませんが、食べることで言いますとチョウザメ料理等、見る所で言いますと神田日勝記念美術館等、あとバイオガспラントの施設等ですねそちらを見て学んでいただいたりするということで今企画の最中でございます。今回議決いただければ委託業務につきましてエージェントと打ち合わせをしましてあとは理事者等との協議を重ねて何とかたくさん来ていただけるようなものにしたいと考えてございますのでどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（埴淵賢治）

他、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第53号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願ひます。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程3

委員会の閉会中の継続調査申し出について

日程3、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、基地対策特別委員長から会議規則第75条の規定によりお手元に配布のとおり閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。ただ今の申し出のとおり閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。ただ今、産業厚生常任委員会台蔵征一委員長から発委第2号、北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程1として議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。発委第2号を日程に追加し追加日程1として議題とすることに決定しました。資料配布のため暫時休憩とします。

〔暫時休憩〕

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程1 発委第2号 北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書

○議長（埴淵賢治）

追加日程1、発委第2号、本案について提案理由の説明を求めます。台蔵征一産業厚生常任委員長。

○4番（台蔵征一）

北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書案、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書、わが国の食と農を支えてきた主要農作物種子法が本年4月1日に廃止されました。種子法は、農業者には安くて優良な種子が、消費者にはおいしい米などの農作物が安定的に供給されてきました。種子法の廃止はわが国の食の安定、食料主権が脅かされることであり、国民・道民にとっても大きな問題であります。よって、本鹿追町議会は、北海道における現行の種子開発・供給体制を生かし、本道農業の主要基幹農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、農業者や消費者の不安払拭のために、北海道独自の種子条例を制定するよう下記事項を添えて強くお願いいたします。1、将来にわたって北海道の優良な種子が安定的に生産及び供給が図られ、生産者が安心して営農に取り組み、高品質な道産農作物が消費者に提供できるよう、北海道主要基幹農作物の種子に関する道条例を早期に制定すること。2、基幹農作物については、稲・麦・大豆といった北海道農業に欠かせない農作物を位置付けるとともに、条例の円滑な推進に必要な財政措置と万全な体制を構築すること。3、食料

主権の確保と持続可能な農業を維持する観点から、優れた道産種子の遺伝資源が国外に流出することのないよう知的財産の保護を条例に盛り込むこと。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。平成30年6月18日、意見書提出先は北海道知事、高橋はるみ様、北海道議会議長、大谷亨様、以下写しを道議会議員の皆さまに送付したいというふうを考えています。よろしく願いいたします。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより発委第2号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。ここで町長から発言を求められておりますのでこれを許します。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

平成30年第2回の定例議会が終了するにあたりまして一言ごあいさつを申し上げたいというふうに思います。6月5日から本日まで14日にわたって第2回の定例町議会、大変いろいろな条例改正、あるいは議員報酬の改定等々、重要な案件が多かったわけであり、加えて補正予算では中山間地域所得向上事業交付金、これはJAのトンネル予算ではありますけれども大型の予算のご承認をいただきました。さらには一般質問では葬斎場の問題、あるいは特定健診等々、町で行う検診の問題、さらには鹿追町の資源を生かすために観光関連の問題等々につきましてご質問いただいたわけでありまして、私どもとしては本議会において皆さまからいただきましたさまざまな諸問題について職員総力を挙げて対処をしてまいりたいというふうに考えております。また今回予算補正の中でも美

蔓貯水池の周辺の問題についてもご指摘をいただきました。図面等々あるいは現地も皆さま方に見ていただきながらの推進でありますけれども、しかし全利用者全てに了解を得ているようなそういう内容ではありません。さまざまな意見が出てまいることもですねこれは私は止むを得ないというようにも思いますけれども今後完成の形では必ずしもありません。これから検討し状況によってはですね若干の変化を持たせるということも全く考えられない状況ではないわけではありますので、そのへんについてもですねさらに現地の状況を見てできるだけ使いやすいそういう施設にしていきたいとこのように考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。大変、第2回の定例議会において皆さま方にいただきましたご意見しっかりと受け止めて進めてまいることを申し上げてごあいさつに代えます。ありがとうございました。

○議長（埴渕賢治）

これで会議を閉じます。平成30年第2回鹿追町議会定例会を閉会します。

閉会 10時35分